

浜田市下水道事業 経営戦略

令和4年度～令和13年度



浜田処理区マンホール

令和8年3月
浜田市上下水道部

目次

1. 経営戦略見直しの目的	1
2. 事業概要	3
(1) 事業の現況	3
(2) 民間活力の活用等	11
(3) 主な経営健全化の取組	12
3. 現状分析	13
(1) 整備状況	13
(2) 普及状況	14
(3) 各事業における現状分析	14
(4) 経営比較分析表を活用した現状分析	16
(5) 将来の事業環境	21
4. 経営の基本方針	34
5. 投資・財政計画(収支計画)	35
(1) 投資・財政計画(収支計画)	35
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	37
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	49
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	52

添付資料

経営比較分析表

投資・財政計画

下水道事業経営戦略【用語集】

浜田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 島根県浜田市

事 業 名 : 下水道事業

策 定 月 : 令和4年8月 (令和8年3月見直し)

計 画 期 間 : 令和4年度 ~ 令和13年度

1. 経営戦略見直しの目的

下水道事業は、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標として掲げられ、国際的にも大変重要な取組です。住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするためにも重要な事業です。

本市ではこれまで特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業(以下、個別処理という。)、漁業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業(以下、生活排水処理事業という。)等により、地域に応じた快適な生活環境づくりを図ってきました。

供用中の各処理区では、将来にわたり安定した維持管理を行うため、各種個別計画に基づく設備の改築、更新を進めていますが、いずれの処理区も供用開始から15年以上経過し、主に機械設備の老朽化による改築、更新需要の増加が経営上の課題となっています。

また、令和7年1月に発生した埼玉県八潮市における下水道管破損による市民生活への影響の甚大さは記憶に新しく、管路の調査点検による適切な維持管理を引き続き行っていく必要があります。

新規整備としては、令和2年度より市街地(浜田処理区)の公共下水道事業に着手し、令和8年度末より順次供用開始を目指し整備を進めています。

既存の経営戦略は、経営基盤の強化と財務マネジメント向上を目的に、持続可能な下水道事業を推進していくための中長期的な経営の基本計画として、平成29年3月に各事業単位で策定しました。そのうち公共下水道事業の経営戦略は、令和2年4月の地方公営企業会計移行による経理方法の変更及び令和2年度までの実績を踏まえ、より実効性のある計画値に見直したところ です。

残る集落排水、生活排水処理事業等の経営戦略については、既存の経営戦略を令和6年4月の地方公営企業会計移行による影響及び直近の決算状況を反映した内容に見直す必要があります。

今回の見直しは、令和6年4月に地方公営企業法の規定の全部適用、会計統合を実施したこと から、既存の「公共下水道事業経営戦略」に「農業集落排水事業経営戦略」、「漁業集落排水事業経営戦略」、「特定地域生活排水処理事業経営戦略」を統合し、「下水道事業経営戦略」として見直します。見直し後の経営戦略は、昨今の物価高騰の影響等の社会情勢の変化や下水道事業の現状と将来見通しを踏まえ、投資等と財政の均衡を図り、持続可能な下水道事業を推進していくための中長期的な経営の基本計画の中間見直しとして位置づけ ます。

なお、令和4年8月の公共下水道事業(特定環境保全公共下水道事業を含む)の経営戦略と同様、関連するSDGsの項目として「6 安全な水とトイレを世界中に」、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「14 海の豊かさを守ろう」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」を記載しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

2. 事業概要

(1) 事業の現況（令和6年度末現在）

各事業の施設状況は以下のとおりです。

① 施設

ア 特定環境保全公共下水道事業

供用開始日 (供用開始後年数)	国府処理区	平成17年4月1日 (20年)
	旭処理区	平成17年4月1日 (20年)
	三保三隅処理区	平成14年1月1日 (23年)
処理区内 人口密度等 (令和6年度末)	現在排水区域面積	250.0 ha
	現在排水区域内人口	6,960人
	処理区域内人口密度	27.84人 / ha
	接続率	78.5%
流域下水道等への接続の有無		該当なし
法適（全部適用・一部適用）・非適の区分		～令和2年3月：地方公営企業法非適用 令和2年4月：地方公営企業法一部適用 令和6年4月：地方公営企業法全部適用
処理区数	【 3処理区 】 国府処理区・旭処理区・三保三隅処理区	
処理場数	【 3か所 】 国府浄化センター・旭浄化センター・三保三隅浄化センター	
広域化・共同化・最適化 実施状況 *1	令和3年4月：農業集落排水事業の地方地区を三保三隅処理区へ統合 令和4年4月：漁業集落排水事業の福浦・古湊地区を三保三隅処理区へ統合	

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水道・集落排水、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

本事業の接続率は令和6年度末現在で78.5%となっており、国府処理区の接続率は64.8%と非常に低くなっています。

接続率が低い原因としては、他処理区に比べて整備期間が長期化し、処理区域内の住民の高齢化が進んだことや、合併処理浄化槽の普及により下水道整備後に早期の接続がされなかったことなどが考えられます。

国府処理区を中心に個別訪問による接続勧奨を行い、毎年度、新規接続はあるものの、接続率の大幅な増加にまでは至っていない状況です。

なお、令和2年度から浜田処理区での「公共下水道事業」に着手しており、令和8年度末からの順次供用開始に向けて公民連携手法を導入し、整備を推進しています。

イ 農業集落排水事業

<p>供用開始日 (供用開始後年数)</p>	美川処理区	平成 16 年 11 月 1 日 (20 年)
	雲城処理区	平成 21 年 8 月 20 日 (15 年)
	あさひ東部 市木処理区	平成 19 年 5 月 10 日 (17 年)
	あさひ東部 都川処理区	平成 20 年 5 月 10 日 (16 年)
	あさひ和田処理区	平成 21 年 8 月 1 日 (15 年)
	杵束処理区	平成 10 年 10 月 1 日 (26 年)
	安城処理区	平成 7 年 10 月 1 日 (29 年)
	河内処理区	平成 19 年 11 月 1 日 (17 年)
	岡見処理区	平成 20 年 10 月 1 日 (16 年)
<p>処理区内 人口密度等 (令和 6 年度末)</p>	現在排水区域面積	1,412.0 ha
	現在排水区域内人口	3,863 人 (農業集落排水施設に編入した岡見住宅団地の人口 215 人を含む)
	処理区域内人口密度	2.7 人 / ha
	接続率	集合処理 83.2% 個別処理 100%
流域下水道等への接続の有無		該当なし
法適 (全部適用・一部適用)・ 非適の区分		～令和 6 年 3 月：地方公営企業法非適用 令和 6 年 4 月：地方公営企業法全部適用
<p>農業集落排水 事業 (集合処理)</p>	処理区数	【 9 処理区 】 美川処理区・雲城処理区・あさひ東部市木処理区・あさひ東部都川処理区・あさひ和田処理区・杵束処理区・安城処理区・河内処理区・岡見処理区
	処理場数	【 9 か所 】 美川地区農業集落排水施設・雲城地区農業集落排水施設・あさひ東部市木地区農業集落排水施設・あさひ東部都川地区農業集落排水施設・あさひ和田地区農業集落排水施設・杵束地区農業集落排水施設・安城地区農業集落排水施設・河内地区農業集落排水施設・岡見地区農業集落排水施設
<p>個別排水処理 事業 (個別処理)</p>	設置地区数	【 2 地区 】 美川地区・雲城地区
	合併処理浄化槽 設置基数	【 25 基 】 美川地区：12 基 雲城地区：13 基
<p>広域化・共同化・最適化 実施状況</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・地理的、経済的に最適な処理方法を検討の上、美川及び雲城地区の農業集落排水計画区域の中で、一部個別排水処理事業を採択 ・令和 3 年 4 月に農業集落排水事業の地方地区を特定環境保全公共下水道三保三隅処理区へ統合

本事業の接続率は集合処理分が 83.2%となっており、弥栄地域は 90%、金城地域・旭地域は 80%を超えているものの、浜田地域・三隅地域は 70%台にとどまっています。

供用開始からの経過年数は、弥栄地域の安城処理区が 29 年経過していますが、その他の処理区についても、15 年以上経過している状況であり、機器をはじめとした設備の更新需要が高まっています。

ウ 漁業集落排水事業

供用開始日 (供用開始後年数)	青浦処理区	平成 12 年 10 月 1 日 (24 年)
	須津処理区	平成 13 年 10 月 1 日 (23 年)
処理区内 人口密度等 (令和 6 年度末)	現在排水区域面積	16.0 ha
	現在排水区域内人口	264 人
	処理区域内人口密度	16.5 人 / ha
	接続率	96.2%
流域下水道等への接続の有無		該当なし
法適 (全部適用・一部適用)・非適の区分		～令和 6 年 3 月：地方公営企業法非適用 令和 6 年 4 月：地方公営企業法全部適用
処理区数	【 2 処理区 】 青浦処理区・須津処理区	
処理場数	【 2 か所 】 青浦地区漁業集落排水施設・須津地区漁業集落排水施設	
広域化・共同化・最適化 実施状況		令和 4 年 4 月に漁業集落排水事業の福浦・古湊地区を 特定環境保全公共下水道三保三隅処理区へ統合

本事業の接続率は、令和 6 年度末現在で 96.2%となっています。

供用開始から 20 年以上経過し、処理場の機器を中心とした施設の老朽化により更新需要が高まっています。

令和 4 年 4 月の福浦・古湊地区の特定環境保全公共下水道三保三隅処理区への統合により、現在は青浦、須津の 2 処理区で事業を行っており、令和 6 年度末現在の排水区域内人口は 264 人となっています。

工 生活排水処理事業（特定地域生活排水処理事業）

供用開始日 (供用開始後年数)	旭処理区	平成 17 年 4 月 1 日 (20 年)
	弥栄処理区	平成 17 年 4 月 1 日 (20 年)
	三隅処理区	平成 17 年 4 月 1 日 (20 年)
処理区内 人口密度等 (令和 6 年度末)	現在排水区域面積	35,025.0 ha
	現在排水区域内人口	754 人
	処理区域内人口密度	0.022 人 / ha
	接続率	100%
流域下水道等への接続の有無		該当なし
法適（全部適用・一部適用）・非適の区分		～令和 6 年 3 月：地方公営企業法非適用 令和 6 年 4 月：地方公営企業法全部適用
合併処理浄化槽 設置地区数	【 3 地区 】 旭地区・弥栄地区・三隅地区	
合併処理浄化槽 設置基数	512 基	旭地区：201 基 弥栄地区：123 基 三隅地区：188 基
広域化・共同化・最適化 実施状況		地理的・経済的に最適な処理方法を検討の上、 旭、弥栄、三隅の集合処理区域外で、特定地域 生活排水処理事業を採択

平成 27 年度に整備が完了し、現在新たな整備計画はありません。

設置から年数が経過した浄化槽について、修繕では対応できず、改築が必要な箇所も想定されます。

② 使用料

<p>家庭用使用料 体系の 概要・考え方</p>	<p>平成 17 年 10 月の市町村合併以降、旧市町村ごとに合併前の使用料体系を使用していましたが、平成 23 年 4 月に全ての事業で使用料体系を統一しました。</p> <p>使用料体系は従量制（基本料金設定）です。基本料金は、1 カ月 10 m³までで、それ以上は増加に従って 2 段階の累進制となっています。使用料算定の考え方として、施設の維持管理に要する経費を使用料で回収することを基本としています。</p> <table border="1" data-bbox="491 577 1422 882"> <tr> <th colspan="3">一般汚水 使用料（1 月につき）（税込み）</th> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>10 m³までの分</td> <td>1,650 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">超過料金 （1 m³につき）</td> <td>10 m³を超え 20 m³までの分</td> <td>137.5 円</td> </tr> <tr> <td>20 m³を超える分</td> <td>214.5 円</td> </tr> </table>	一般汚水 使用料（1 月につき）（税込み）			基本料金	10 m ³ までの分	1,650 円	超過料金 （1 m ³ につき）	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	137.5 円	20 m ³ を超える分	214.5 円
一般汚水 使用料（1 月につき）（税込み）												
基本料金	10 m ³ までの分	1,650 円										
超過料金 （1 m ³ につき）	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	137.5 円										
	20 m ³ を超える分	214.5 円										
<p>その他の使用料 体系の 概要・考え方</p>	<p>平成 23 年 4 月から、従量制の公衆浴場等汚水単価を導入しました。現在、該当施設は 10 施設あります。</p> <table border="1" data-bbox="639 1167 1273 1305"> <tr> <th colspan="2">公衆浴場等汚水使用料（税込み）</th> </tr> <tr> <td>1 m³につき</td> <td>99 円</td> </tr> </table> <p><対象施設></p> <p>(1) 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項の規定により島根県知事の許可を受けた公衆浴場</p> <p>(2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 3 項又は第 4 項の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの浴場施設</p> <p>(3) 老人福祉法第 15 条第 5 項の軽費老人ホーム又は老人福祉センターの浴場施設</p> <p>(4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項の介護老人保健施設の浴場施設</p>	公衆浴場等汚水使用料（税込み）		1 m ³ につき	99 円							
公衆浴場等汚水使用料（税込み）												
1 m ³ につき	99 円											

(税込み)

	条例上の使用料 *2 (20 m ³ あたり)	実質的な使用料 *3 (20 m ³ あたり)
平成 30 年度	2,970 円	3,609 円
令和元年度 令和元年 10 月 1 日 消費税率改定	3,025 円	3,472 円
令和 6 年度	3,025 円	3,873 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料（月額）をいう。

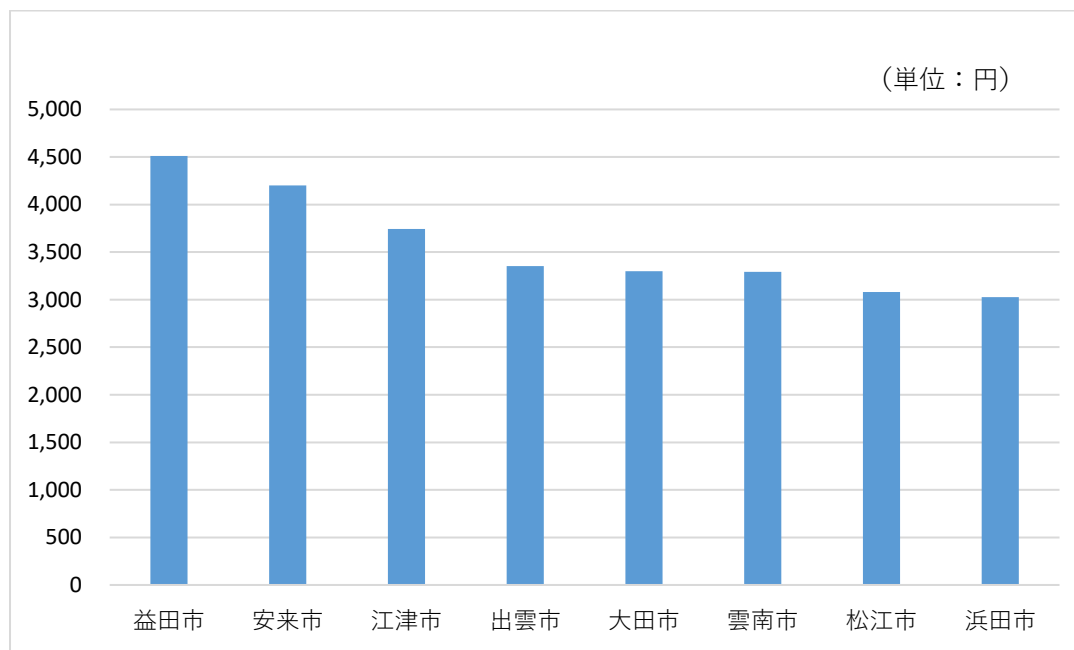
*3 実質的な使用料とは、使用料収入（税込み）の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく公衆浴場等を含む）をいう。なお、平成 30 年度及び令和元年度については、全ての下水道事業が地方公営企業法非適用であるため、収入額ベースの使用料収入で算出している。

参考として、令和 6 年 3 月末現在の島根県内 8 市の使用料（20 m³/月使用時）について下記のとおり表しています。

動力費や資材費、人件費等の高騰を受け、各市が使用料適正化の実施に踏み切る中、当市は現時点で使用料の見直しに着手しておらず、県内で最も低いレベルとなっています。

現在整備中の浜田処理区の供用開始により、使用料収入は増加する見込みですが、高騰する経費により、経営状況は厳しくなることが想定されるため、使用料水準の適正化に向けて取り組む必要があります。

令和 6 年 3 月 31 日現在 県内 8 市使用料(経営比較分析表より 20 m³/月当たり家庭料金、税込み)

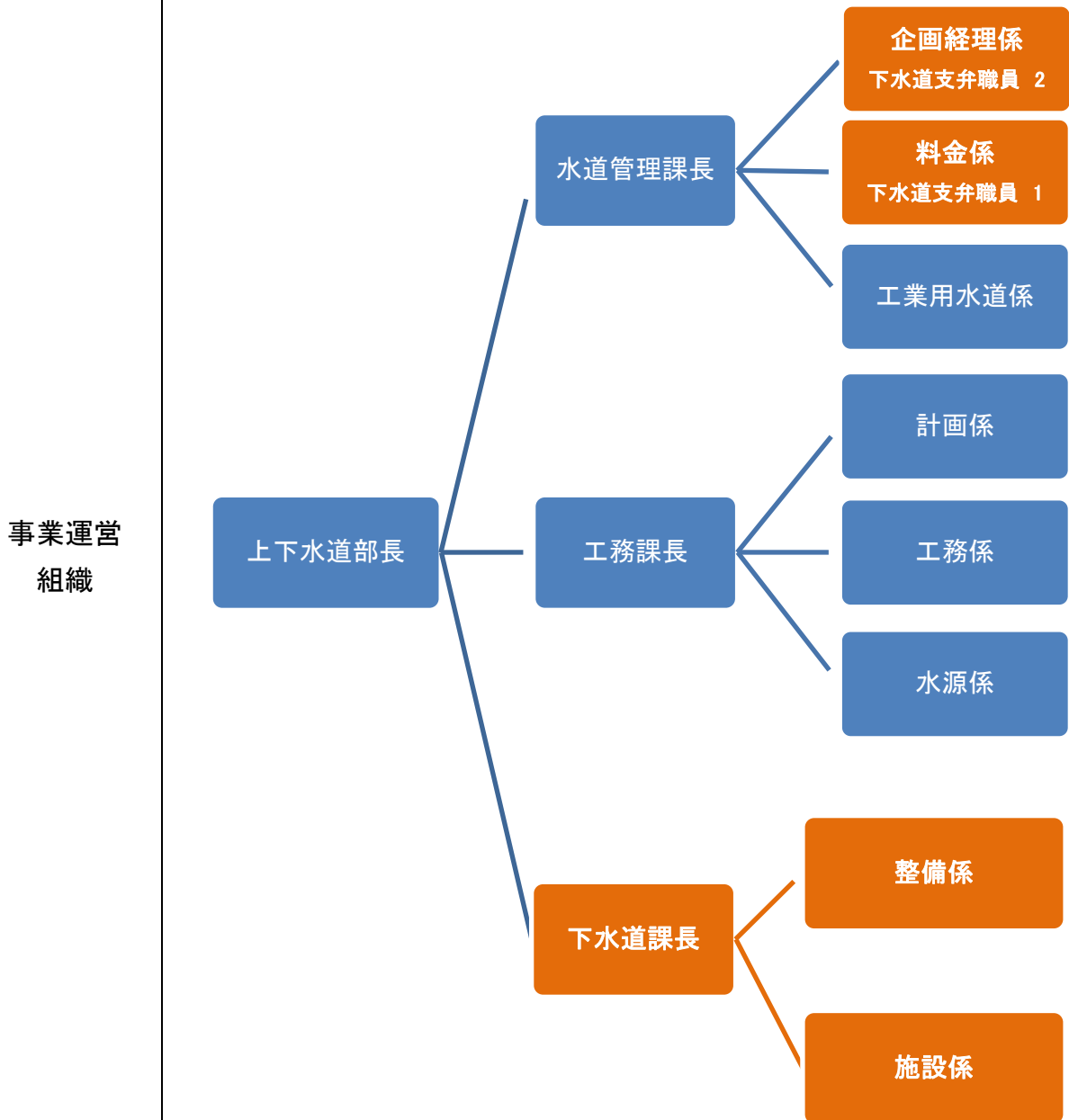


③ 組織

(令和7年4月1日現在)

本市上下水道部は、3課8係で構成されています。このうち、下水道事業に係る組織体制は、水道管理課、下水道課の2課、企画経理係、料金係、整備係、施設係の4係体制となっています。

上下水道部 組織図



令和4年10月の機構改革における管理部門の一元化により、下水道事業に係る予算編成・執行事務、使用料に係る事務を水道管理課の職員が担当しています。

職 員 数	下水道事業の職員数			
	・ 損益勘定*4 従事職員 7 名（課長 1 名、施設係 2 名、整備係 1 名、 企画経理係 2 名、料金係 1 名）			
	・ 資本勘定*5 従事職員 5 名（整備係 4 名、施設係 1 名）			
	このうち、正規職員が 10 名、会計年度任用職員が 2 名となっています。			
	下 水 道 課	下水道課長	1 名	下水道事業総括
		整備係	5 名 *6	下水道事業企画・認可・設計・施行等
		施設係	3 名	調査・指導・維持管理・台帳整備等
	水 道 管 理 課	企画経理係	2 名	予算編成・執行管理、経理
		料金係	1 名	使用料の賦課徴収
	合 計		12 名	
<p>上下水道部で行っている下水道事業は次の 6 事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共下水道事業 ■ 特定環境保全公共下水道事業 ■ 農業集落排水事業（集合処理） ■ 漁業集落排水事業 ■ 生活排水処理事業 ■ 個別排水処理事業（個別処理） <p>また、下水道処理区域外で合併処理浄化槽を設置する個人住宅等に対して、補助金を交付しています。</p>				

*4 利益や損失に係る科目

*5 固定資産の取得、処分に係る科目

*6 広島広域都市圏の事業による広島市からの派遣職員 1 名を含む。

(2) 民間活力の活用等

(令和7年4月1日現在)

民間活用 の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p><民間に委託している業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設維持管理 ・ 中継ポンプ場監視情報配信 ・ 汚泥処理 ・ 緊急対応 ・ 水質検査 ・ 消防設備点検 ・ 電気保安 ・ 下水道台帳データ入力 ・ 下水道台帳保守 ・ メーター検針 ・ 公営企業会計支援 ・ 料金システム保守
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	<p>公民連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠整備…設計施工一括発注方式 ・ 処理場整備…技術提案・交渉方式
資産活用 の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *7	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *8	該当なし

*7 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*8 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 主な経営健全化の取組

経営健全化を図るための主な取組は、以下の7項目です。

1 公営企業会計移行 **完了**

令和2年4月に、財務状況（資産や負債など）や損益状況の明確化により、中長期的に安定した持続可能な経営計画の策定に役立てるとともに、説明責任の向上を図ることを目的として、公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む）を公営企業会計に移行しました。

令和6年4月には農業集落排水事業（個別処理を含む）、漁業集落排水事業、生活排水処理事業についても公営企業会計に移行し、公共下水道事業も併せて「下水道事業会計」に一本化し、地方公営企業法の規定の全部を適用しました。

引き続き、経営健全化のツールとして公営企業会計に基づく経営指標を活用していきます。

2 集落排水施設の公共下水道への統合事業 **継続**

老朽化が進んでいる集落排水施設について、処理能力に余力がある特定環境保全公共下水道三保三隅処理場（三保三隅浄化センター）に接続することにより、汚水処理の効率化及び施設の更新投資額の縮減を図る取組を実施しています。

令和3年4月の地方地区農業集落排水施設に続き、令和4年4月には福浦・古湊地区漁業集落排水施設を統合しました。

さらに、令和5年2月に策定された「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、令和12年4月には岡見地区農業集落排水施設を、令和13年4月には須津地区漁業集落排水施設を、特定環境保全公共下水道三保三隅処理場へ統合することとしています。

3 旭浄化センター汚泥処理施設の改築 **完了**

築年数が進み、故障リスクが増加している旭浄化センターの汚泥処理施設を改築し、汚泥の場外処理を行うことで動力費や施設委託料等のランニングコストを縮減する取組を行いました。このことにより、周辺への臭気防止効果も図られました。

4 水道料金と下水道使用料の徴収一元化 **完了**

令和5年10月から事務の効率化、経費節減、お客様の利便性向上を図るため、水道料金及び下水道使用料の徴収一元化を行っています。

このことにより請求、収納事務に係る経費の削減、お客様の納付手続きの簡素化に一定の効果がありました。

5 普及啓発による接続促進

継続

既存の処理区の接続率向上策として、未接続世帯への個別訪問による接続勧奨を行っています。

また、現在整備中の浜田処理区については、収入の核となる使用料確保のため、接続促進策について他団体の事例も参考にしながら検討します。

その他、ご当地マンホールカードの製作、配布、及び処理場汚泥の再資源化による堆肥を住民へ配布することにより、下水道事業への関心、理解を得る取組を行っています。

6 下水道分野におけるウォーターPPPの導入

新規

ウォーターPPPとは、上下水道事業における民間活力を活用した施設の維持、更新に係る手法であり、職員不足、施設の老朽化、使用料収入の減少等、地方公共団体が抱える課題を解決し、上下水道事業の持続性を向上させるために有効な手法の一つです。

本市では、下水道サービスを将来にわたり安定的に提供することを目指し、令和6年度の事前検討を経て、管理更新一体型マネジメント方式（レベル3.5）に関する導入可能性調査を令和7年度に実施し、導入に向けて準備を行います。

なお、同手法を導入決定済みであることが令和9年度以降の污水管改築に対する社会資本整備総合交付金の交付要件となっています。

7 自治体DXの推進

新規

現在紙媒体で受け付けている地下埋設物占用者協議について、業務効率化を目的とした地下埋設物立会受付Webシステムの導入に着手していきます。

また、作業効率の向上と今後のウォーターPPP導入後の委託業者等との情報共有や災害対応時のデータ活用も見据え、ネットワーク未接続の現行の下水道管路台帳システムと設備台帳システムのクラウド化について、事業者のヒアリングを行い、研究を進めています。

3. 現状分析

本市では、浜田駅を中心とした市街地において令和8年度末の一部供用開始を目指し、公共下水道を整備しています。

(1) 整備状況

その他の事業（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業）については、新たな整備予定はありません。

(2) 普及状況

下水道事業全体の汚水処理人口普及率は、令和6年度末で50.6%となっています。

供用中の処理区については、人口減少の影響や、ウッドショック、コロナ禍、物価高騰等により住宅新築件数が伸び悩んでおり、目標達成のためには引き続き下水道への接続勧奨や合併処理浄化槽への転換の働きかけなど一層の取り組みが必要です。

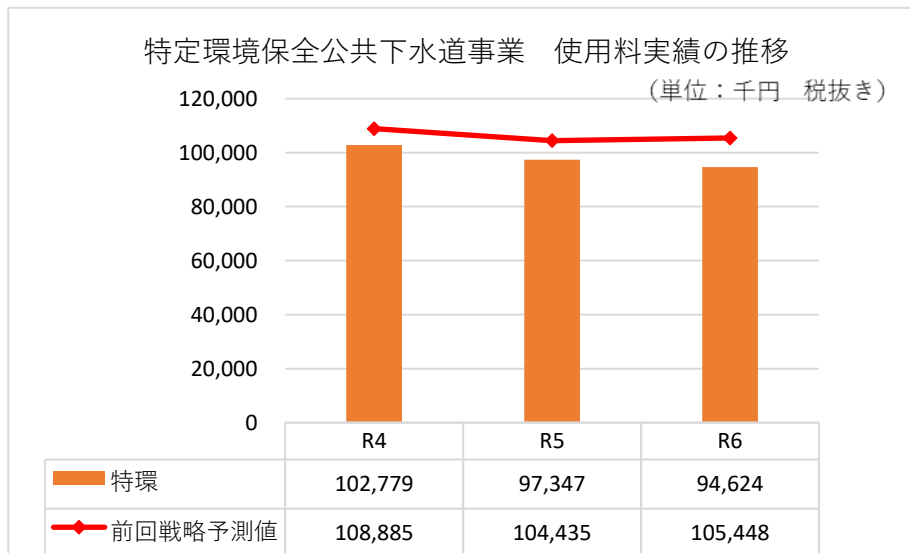
(3) 各事業における現状分析

① 公共下水道事業

公共下水道事業は、令和8年度末の一部供用開始に向け管路、処理場の整備を推進しており、令和6年度末企業債残高は572,300千円となっています。

② 特定環境保全公共下水道事業

令和6年度使用料収入（調定額）の決算額は94,624千円（税抜き）で、前年度に比べ2,723千円（2.8%）の減となっています。前経営戦略における予測値（税抜換算）と比較すると、令和6年度で10,824千円の減となっており、これは想定以上の人口減少や事業者の廃業等の影響による下振れが要因です。

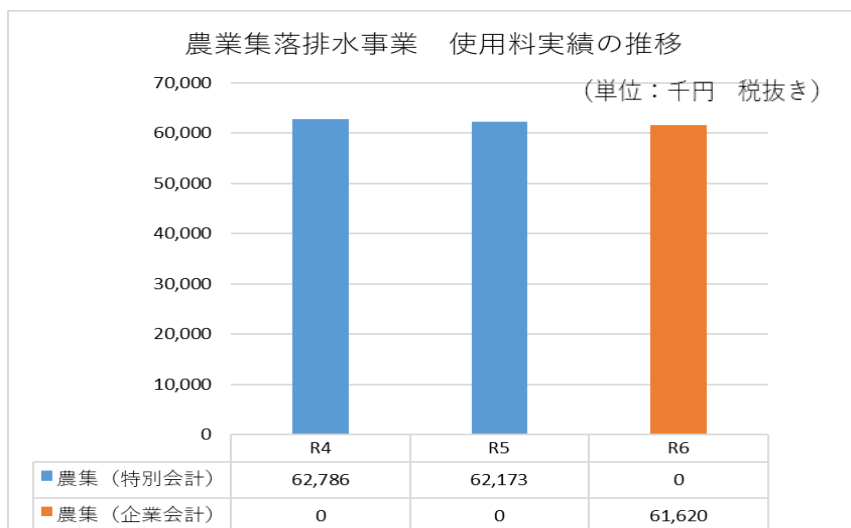


令和6年度末での企業債残高は3,144,974千円です。建設改良事業や、企業債元利償還金に充当するための企業債を借り入れています。

③ 農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業

農業集落排水事業の令和6年度使用料収入（調定額）の決算額は集合処理60,889千円（税抜き）、個別処理731千円（税抜き）の計61,620千円で、前年度の62,173千円に比べ553千円（0.9%）減となりました。平成29年3月に策定した経営戦略の令和6年度使用料予測値（税抜換算）83,637千円と比較すると22,017千円の減となっています。主な要因は、令和3年4月に地方地区を特定環境保全公共下水道三保三隅処理区へ統合したことによるものです。

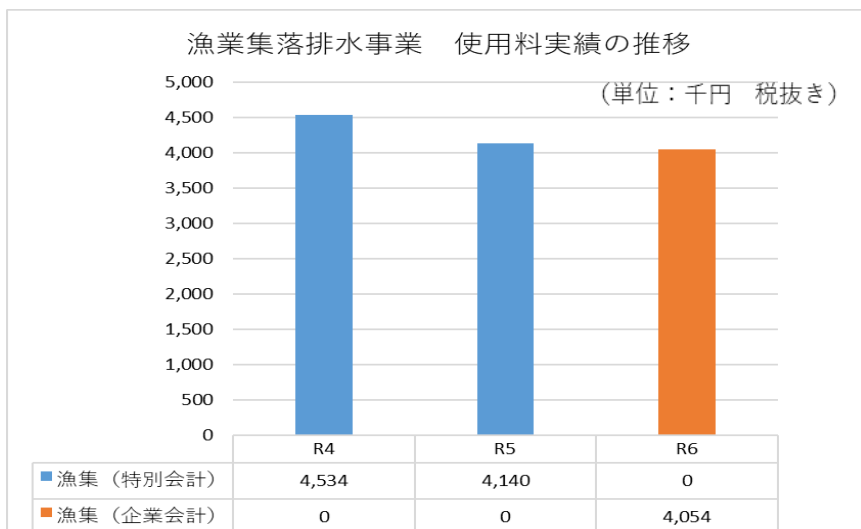
令和6年度末での企業債残高は2,463,410千円です。建設改良事業や、企業債元利償還金に充当するための企業債を借り入れています。



漁業集落排水事業の令和6年度使用料収入（調定額）の決算額は4,054千円（税抜き）で、前年度4,140千円に比べ86千円（2.1%）減となりました。

平成29年3月に策定した経営戦略の令和6年度使用料予測値（税抜換算）12,656千円と比較すると8,602千円の減となっています。主な要因は、令和4年4月に福浦・古湊地区を特定環境保全公共下水道三保三隅処理区へ統合したことによるものです。

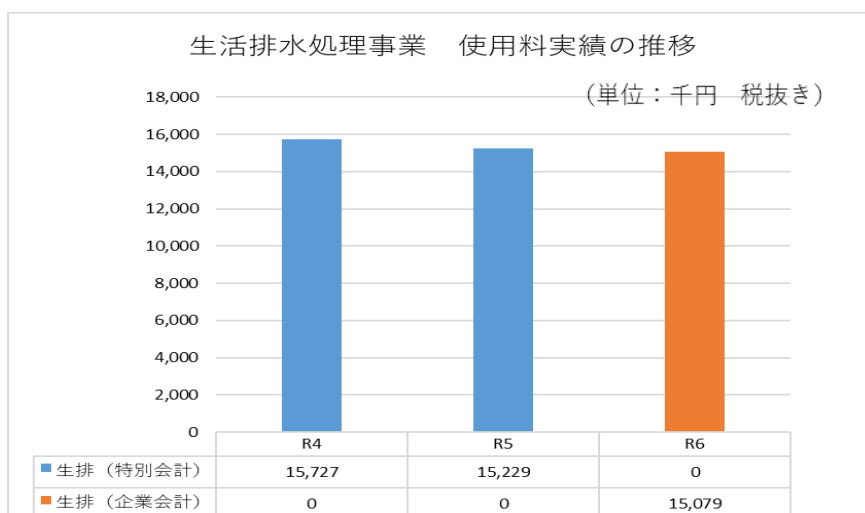
令和6年度末での企業債残高は92,656千円で、建設改良事業や、企業債元利償還金に充当するための企業債を借り入れています。



生活排水処理事業の令和6年度使用料収入（調定額）の決算額は15,079千円（税抜き）で、前年度15,229千円に比べ150千円（1%）減となりました。

平成29年3月に策定した経営戦略の令和6年度使用料予測値（税抜換算）16,665千円と比較すると1,586千円の減となっています。主な要因は想定以上の人口減少によるものです。

令和6年度末での企業債残高は118,522千円で、建設改良事業や、企業債元利償還金に充当するための企業債を借り入れています。



(4) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙 「経営比較分析表」(53 ページから 57 ページに掲載) のとおり（農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業については、令和 5 年度までは地方公営企業法非適用）

下水道事業は、生活環境の改善・公共用水域の水質保全等、保健衛生・環境行政の面を強く持っており、元来多額の利益の見込める事業ではありません。

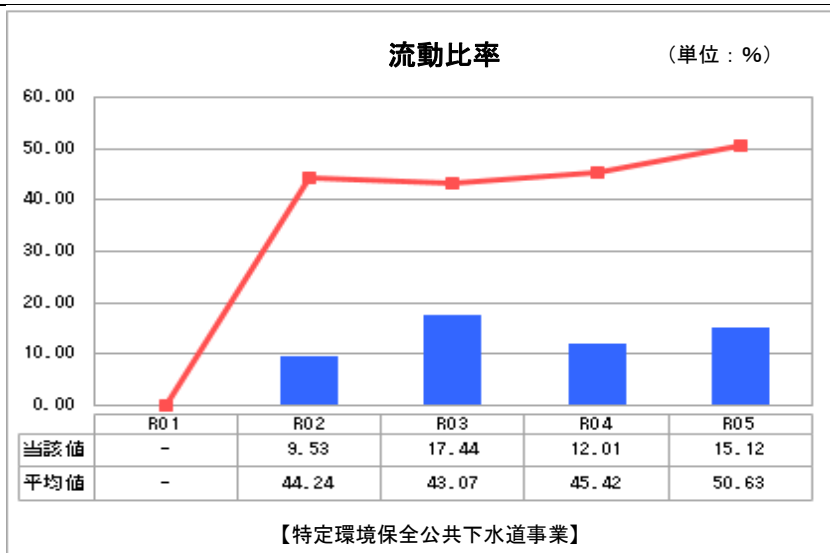
特に、本市の事業は地理的条件や人口密度の低さから採算性が低く、経営は一般会計からの繰入に大きく依存しています。そのため、収入の確保を図り、経費削減に努め、経営の効率化・健全化に取り組む必要があります。

1 流動比率

流動比率は短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、100%以上であることが必要です。

一般的に、100%を下回る場合は支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

本市の流動比率は令和 5 年度時点で 15.12%と 100%を下回っていますが、これは翌年度に返済する企業債償還金の額が多額であることが影響しています。企業債償還金は、当該年度の資本費平準化債収入や損益勘定留保資金、一般会計出資金を財源としており、この企業債償還金の影響を除いた令和 5 年度の流動比率は 161.85%となり、100%を超えています。



2 経費回収率

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄っているかを表す指標です。

特定環境保全公共下水道事業の経費回収率は、令和5年度時点で63.08%となっており、類似団体平均に比べて7.63ポイント低くなっています。また、令和6年度の本市の比率は61.90%となっています。

汚水処理経費の約4割を繰入金で賄っている状況であり、適正な使用料収入の確保と汚水処理費の削減が求められます。

農業集落排水事業の集合処理（令和5年度末時点 地方公営企業法非適用）の経費回収率は43.31%となっており、類似団体平均に比べ8.74ポイント低くなっています。汚水処理経費の約6割を繰入金で賄っている状況です。また、個別処理（令和5年度末時点 地方公営企業法非適用）の経費回収率は100%となっており、類似団体平均に比べ54.45ポイント高くなっています。企業会計移行に伴う打切り決算により、維持管理経費の支出の一部が当該年度中に発生しなかった特殊要因によるものです。

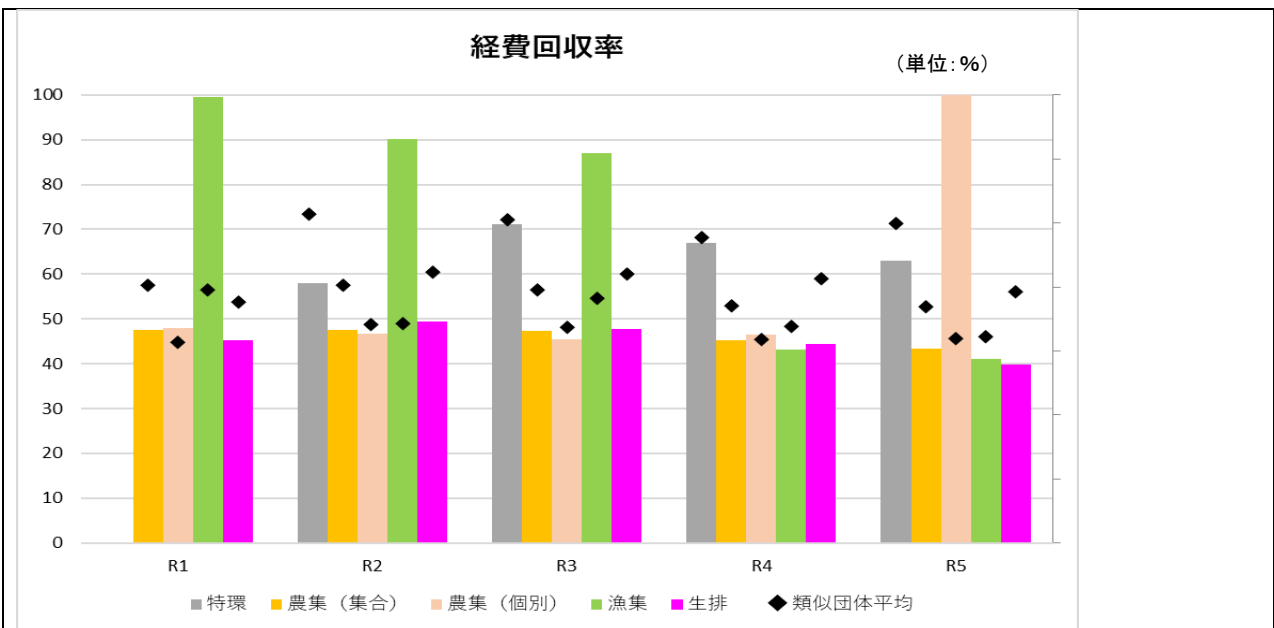
なお、企業会計移行初年度の農業集落排水事業全体（集合処理と個別処理の合計）の令和6年度の経費回収率は57.52%となっています。

漁業集落排水事業（令和5年度末時点 地方公営企業法非適用）の経費回収率は41.02%となっており、類似団体平均に比べ5.43ポイント低く、汚水処理経費の約4割しか使用料で回収できていない状況です。

なお、企業会計移行初年度の令和6年度の比率は46.73%となっています。

生活排水処理事業の経費回収率（令和5年度末時点 地方公営企業法非適用）は39.84%となっており、類似団体平均に比べ16.22ポイント低くなっています。

なお、企業会計移行初年度の令和6年度の比率は41.65%となっています。



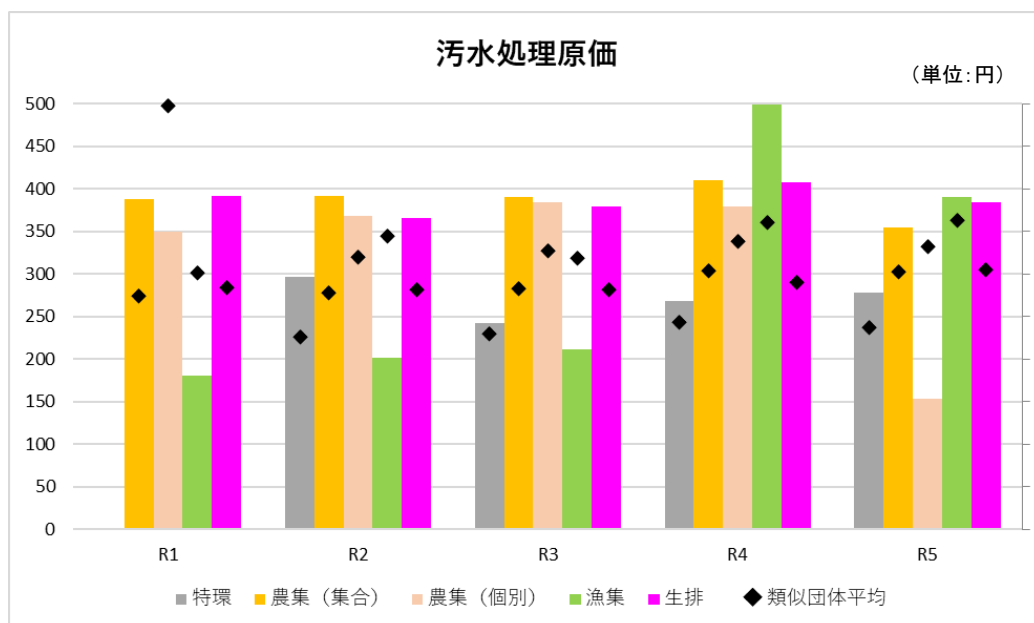
(注) 特環は公営企業会計による数値(R1 は特別会計のため数値なし)。農集(集合)、農集(個別)、漁集、生排は R5 まで特別会計による数値で作成している。

3 汚水処理原価

有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費及び汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標で、経年比較や類似団体との比較等による状況の把握及び分析に活用できます。

特定環境保全公共下水道事業の令和5年度汚水処理原価は278.59円となっており、類似団体平均と比べ45.44円高くなっています。地理的条件や人口密度の低さから汚水処理費が高くなっています。

農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業についても類似団体平均より高い傾向があります。



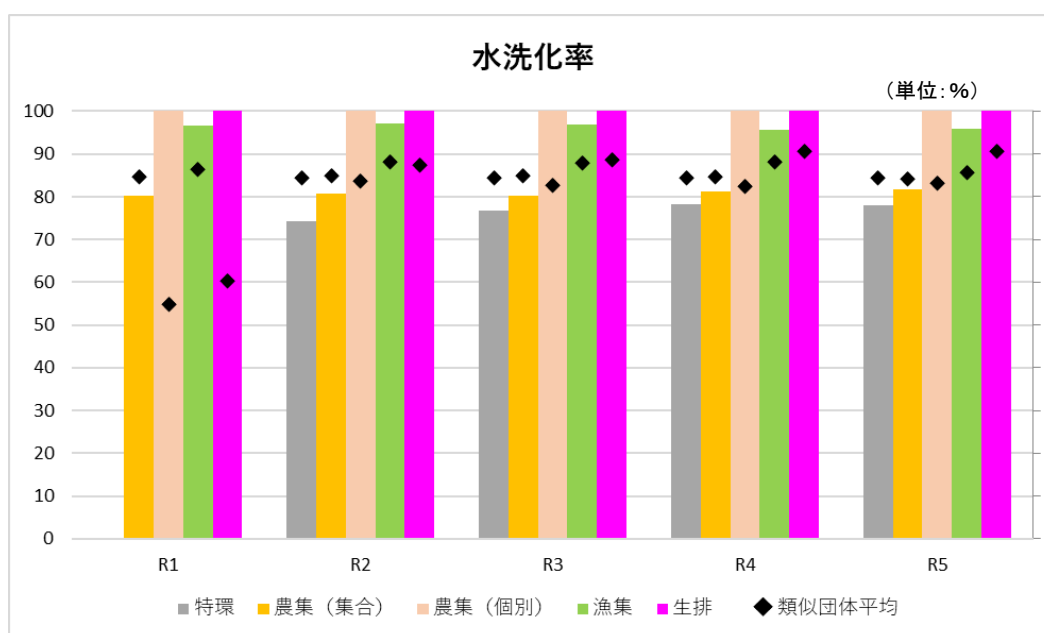
(注) 特環は公営企業会計による数値(R1 は特別会計のため数値なし)。農集(集合)、農集(個別)、漁集、生排は R5 まで特別会計による数値で作成している。

4 水洗化率（接続率）

現在処理区域内人口のうち、実際に下水道等に接続して汚水を処理している人口の割合を表す指標で、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいとされています。

特定環境保全公共下水道事業の水洗化率は令和5年度末で78.12%となっており、類似団体に比べ6.61ポイント低くなっています。特に国府処理区の水洗化率の低さは、整備期間が長期化し処理区域内の住民の高齢化が進んだことや、合併処理浄化槽の普及により、接続が進まなかったことが要因と考えられます。

農業集落排水事業の集合処理分では81.72%で、類似団体に比べ2.24ポイント低くなっています。三隅地域の河内処理区で水洗化率が低く、個別訪問等で接続勧奨の取組を行っています。



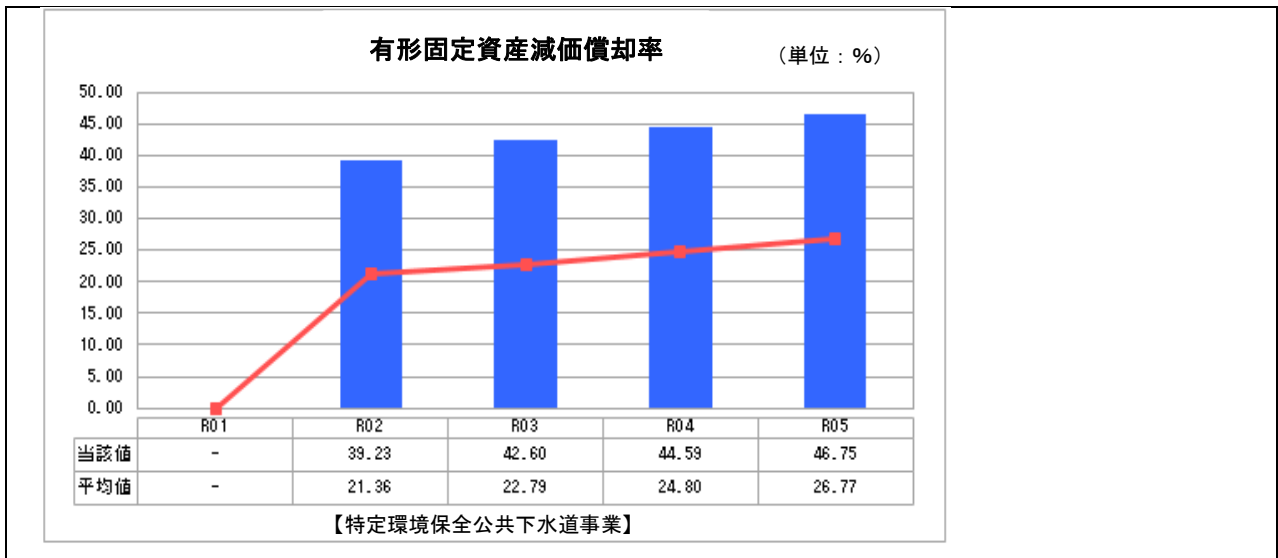
(注) 特環は公営企業会計による数値(R1は特別会計のため数値なし)。農集(集合)、農集(個別)、漁集、生排はR5まで特別会計による数値で作成している。

5 有形固定資産減価償却率

保有している有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化（経年化）の度合いを示しています。数値が100%に近いほど老朽化が進んでいることを示しており、施設の安全性などの観点から更新の必要性を推測することができます。

本市の特定環境保全公共下水道事業は46.75%で、類似団体平均に比べ19.98ポイント高くなっています。

下水道事業の類似団体区分は供用開始後年数で区分されており、本市の区分はD2: 供用開始後15年以上となっていますが、本市は約20年が経過しており、機械を中心に耐用年数に到達している資産が増加しています。



各事業で把握、分析した上記の結果を、今回の経営戦略の見直しに反映していくこととします。

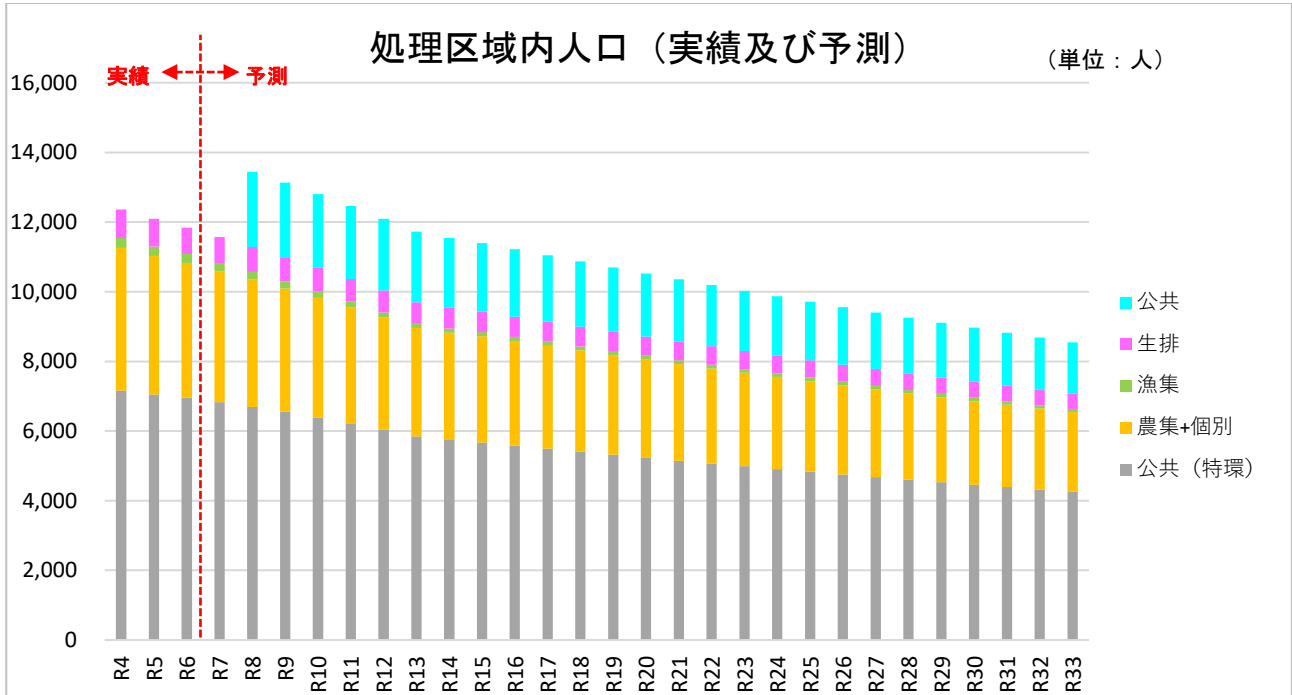
(5) 将来の事業環境

① 処理区域内人口の予測

人口の推計にあたっては、計画期間内の令和 13 年度までは過去の実績を基に回帰分析手法により推計を行いました。

また、令和 14 年度以降については前年度の予測人数に対し、浜田市総合振興計画後期基本計画の人口予測から算出した 1 年度当たりの変化率を乗じて予測を行いました。

なお、公共下水道事業（浜田処理区）については、現在整備中であることから事業計画を基に推計を行いました。



処理区域内人口の予測

(単位：人)

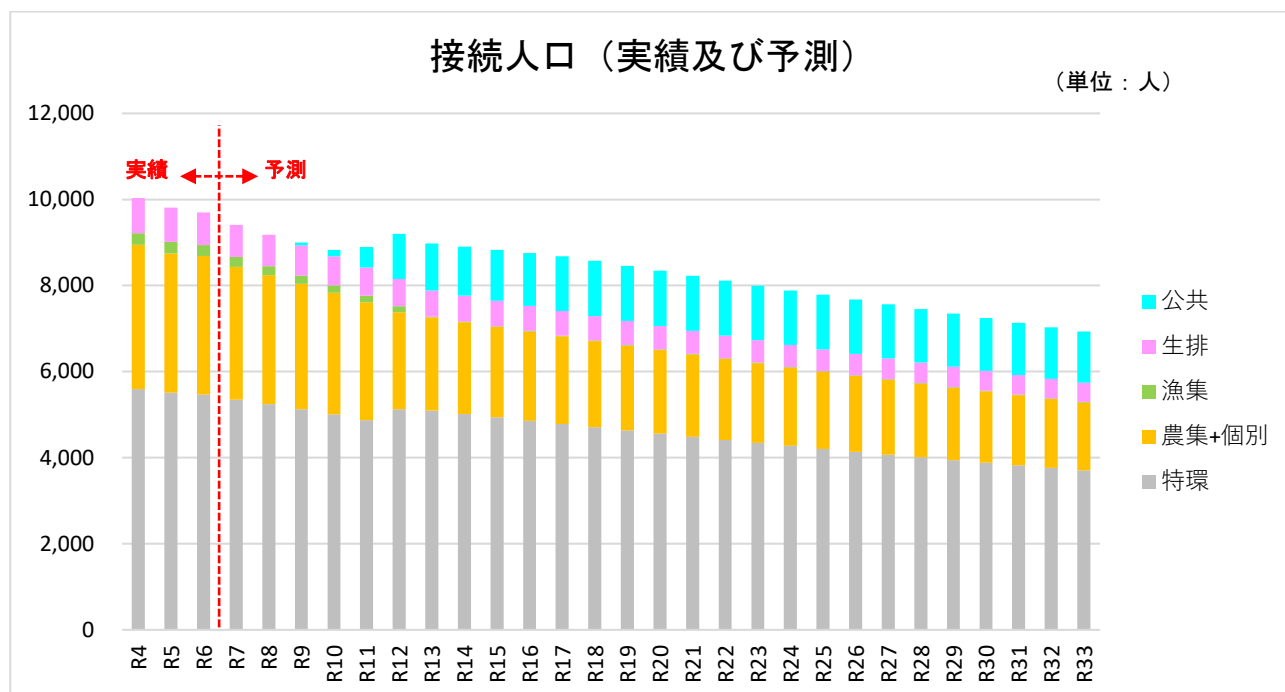
事業名	令和 6 年度	令和 13 年度	令和 33 年度
公共下水道事業	—	2,031	1,476
特定環境保全公共下水道事業	6,960	5,849	4,252
農業集落排水事業*9	3,863	3,110	2,289
漁業集落排水事業	264	125	90
生活排水処理事業	754	609	444
合計	11,841	11,724	8,551

*9 農業集落排水施設に編入した岡見住宅団地に係る人口を含んでいる(令和 6 年度は 215 人)。

② 接続人口の予測

また、使用料収入に大きく影響を与える接続人口の推計を行いました。

人口推計にあたっては、処理区域内人口と同様に、過去の実績、事業計画を基に推計を行いました。



接続人口の予測

（単位：人）

事業名	令和 6 年度	令和 13 年度	令和 33 年度
公共下水道事業	—	1,090	1,190
特定環境保全公共下水道事業	5,466	5,095	3,704
農業集落排水事業*10	3,224	2,168	1,577
漁業集落排水事業	254	15	15
生活排水処理事業	754	609	444
合計	9,698	8,977	6,930

*10 農業集落排水施設に編入した岡見住宅団地に係る人口を含んでいる(令和 6 年度は 215 人)。

また、令和 12 年 4 月に岡見地区農業集落排水施設、令和 13 年 4 月に須津地区漁業集落排水施設を特定環境保全公共下水道三保三隅処理場に統合する影響を考慮

公共下水道（浜田処理区）の整備により、接続人口は一時的に増加が見込めるものの、既存事業（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業等）の処理区域内人口の減少により、全体として減少が見込まれます。

浜田処理区の接続促進のための取組を検討するとともに、既存の処理区を中心に個別訪問などの啓発活動を行い、接続率向上の取組を引き続き行っていく必要があります。

③ 使用料収入の予測

使用料収入の推計にあたっては、既存の処理区については令和6年度決算額に対し、以下のとおり変化率を用いて試算しました。

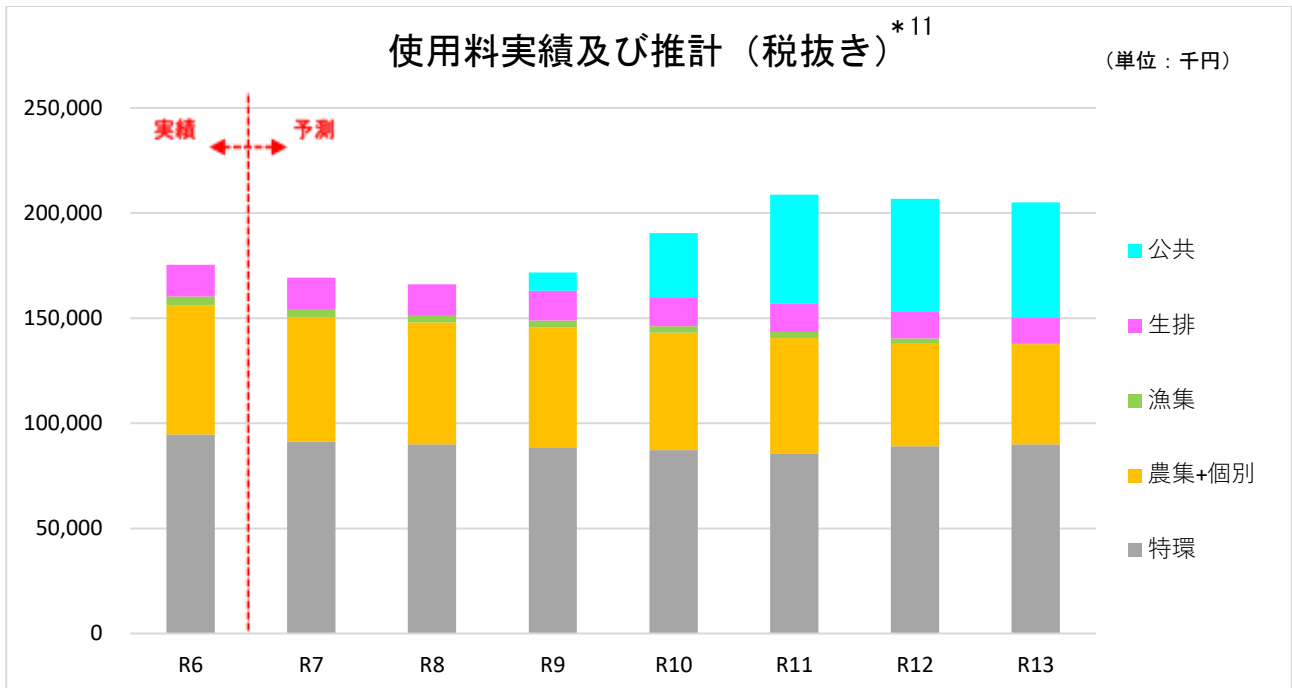
また、今後供用開始を予定している浜田処理区については、事業計画及びシミュレーションを基に推計を行いました。

・基本使用料

「国土交通省 国土技術政策総合研究所の将来人口世帯予測ツール」により算出された世帯数予測に、令和6年度末浜田市世帯数実績との乖離を加味し推計した上で、変化率を算出して試算

・超過水量使用料

水量：接続人口予測の変化率を用いて試算



*11 地方公営企業法全部適用後の数値のみを記載

使用料実績及び推計 (税抜き)

(単位：千円)

事業名	令和6年度	令和9年度	令和13年度
公共下水道事業	—	8,700	54,745
特定環境保全公共下水道事業	94,624	88,641	89,962
農業集落排水事業*12	61,620	56,996	47,677
漁業集落排水事業	4,054	3,279	202
生活排水処理事業	15,079	14,160	12,550
合計	175,377	171,776	205,136

*12 農業集落排水施設に編入した岡見住宅団地分も含んでいる。

既存の処理区の使用料は減収を見込んでいます。要因は、人口減少による処理区域内人口及び接続人口の減です。

一方、浜田処理区（公共）は令和8年度末の一部供用開始を想定して増収を見込んでいます。

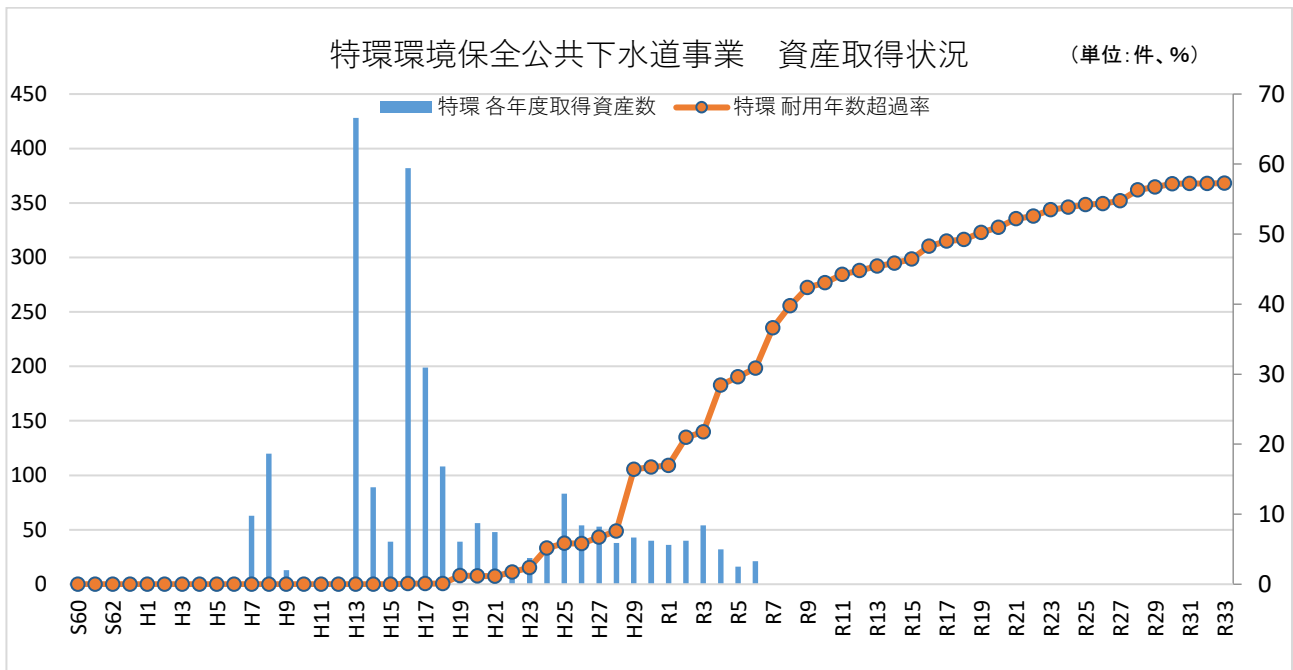
④ 施設の現状と見通し

【特定環境保全公共下水道事業】

特定環境保全公共下水道事業の下水道施設は、3 ページに記載のとおり、いずれの事業の処理区も供用開始から 20 年以上経過しています。

施設の状況は以下に示すとおり、平成 7 年度から平成 8 年度、平成 10 年代に取得した資産が多くなっています。

平成 7 年度から平成 8 年度は三保三隅処理区の旧漁業集落排水福浦地区、平成 13 年度から平成 17 年度には三保三隅処理区、旭処理区、国府処理区（第 1 期）の整備を行っており、特に、機械、電気設備の耐用年数が 15 年から 20 年となっているため、これらの影響により平成 29 年度から耐用年数超過率が高くなっています。



本市では、ストックマネジメント計画に基づき、適正な管理や早期改修により耐用年数を延伸することにより、設備投資の増加の抑制を図っていきます。

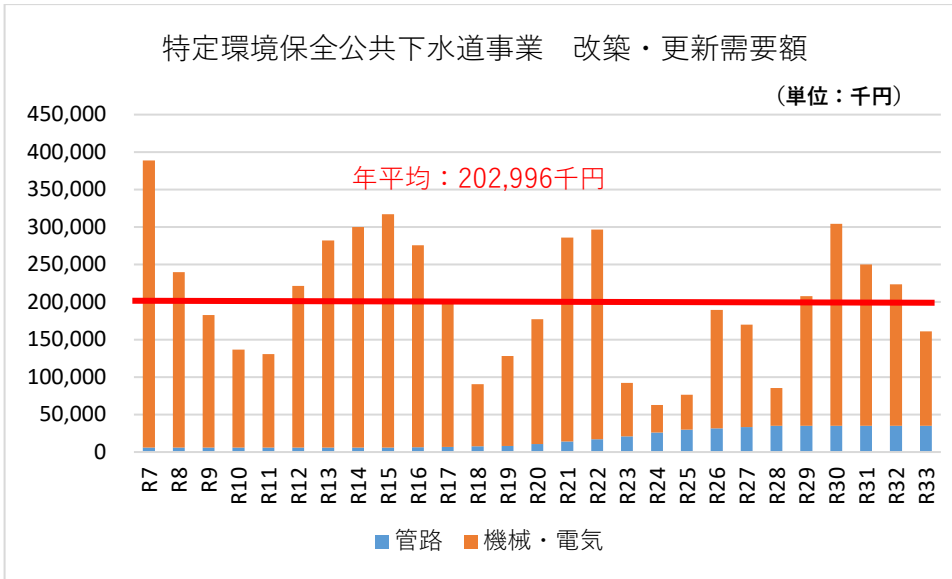
年平均更新需要は 202,996 千円となっていますが、ストックマネジメント計画に基づく調査点検により施設等の状況を把握の上、優先順位付けを行い、年間 50,000 千円から 60,000 千円の事業規模で改築・更新を行うことにしています。

なお、浜田処理区の整備終了後は、安定的な汚水処理実施のため、更新スピードを早める必要があり、更新計画について改めて検討する必要があります。

事業の財源は国県補助金や企業債となりますが、特に近年全国的に管路の老朽化による破損に起因する道路陥没事故が相次いだこともあり、国の支援が管路更新に優先的に配分される傾向にあることから、機械・電気の更新に充てる国県補助金の確保が課題となっています。

また、老朽化が進行している農業集落排水施設や漁業集落排水施設について、令和 3 年 4 月に地方地区農業集落排水施設を、令和 4 年 4 月に福浦・古湊地区漁業集落排水施設をそれぞれ特定環境保全公共下水道の三保三隅処理場へ統合し、更新需要の抑制に努めています。

令和7年度から令和33年度までの年平均更新需要額は以下のとおりです。



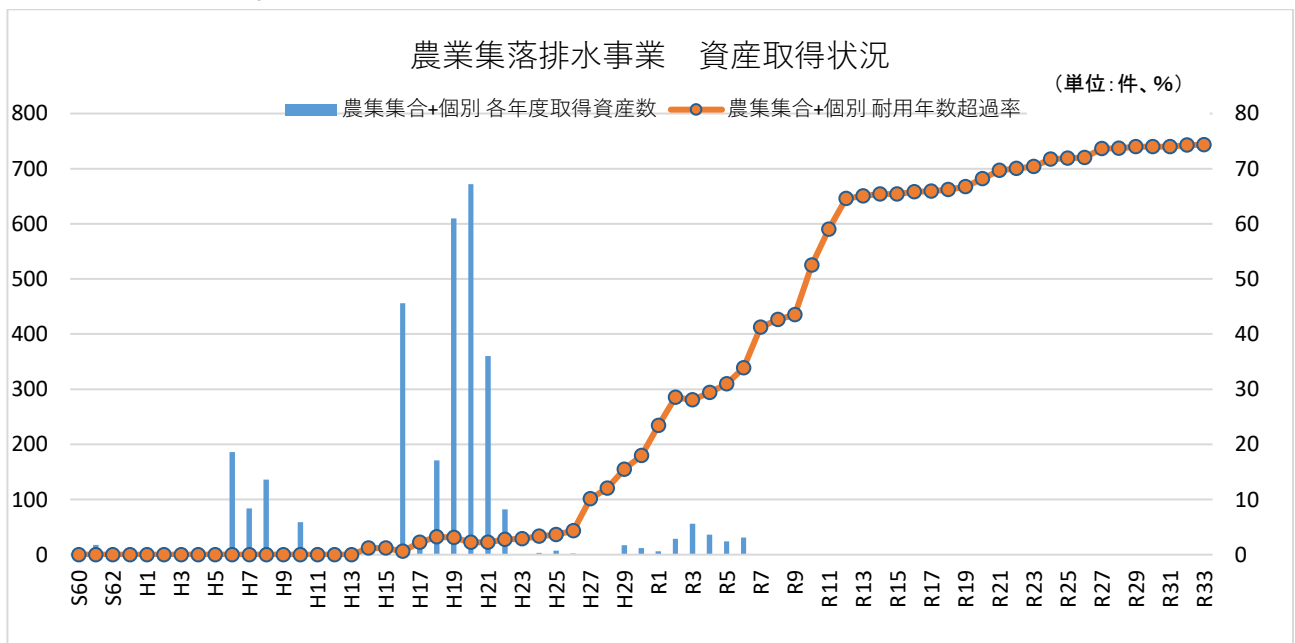
【農業集落排水事業】

本市では、最適整備構想、長寿命化計画に基づき、適正な管理や早期改修により耐用年数を延伸することにより、設備投資の増加を抑制していきます。

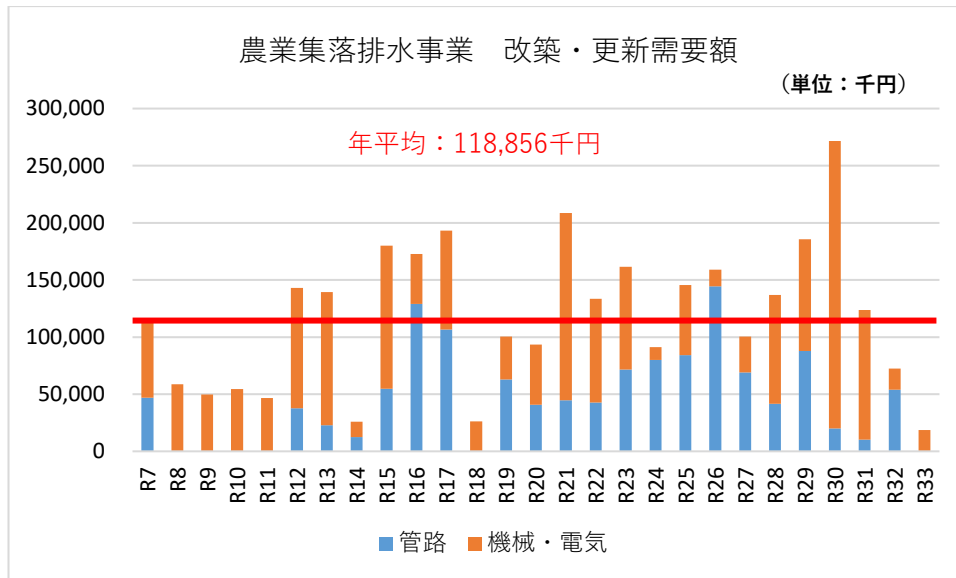
農業集落排水事業の下水道施設は、4 ページに記載のとおり、弥栄地域の安城処理区の29年を筆頭に、その他の処理区でも15年以上が経過しています。

施設の状況は以下に示すとおり、平成6年度から平成8年度、平成16年度から平成22年度に取得した資産が多くなっています。

特に平成16年度から平成22年度には美川、雲城、旭、三隅の各処理区で整備を行っており、平成29年度以降は同地区の機械、電気設備の耐用年数到来により耐用年数超過率が高くなっています。



令和 7 年度から令和 33 年度までの年平均更新需要額は以下のとおりです。



農業集落排水事業については、これまで国県補助金を活用した機能強化対策事業で処理場機械の改築などを実施してきましたが、同事業が令和 8 年度で終了するため、今後は特に優先順位の高いマンホール蓋やマンホールポンプの更新、マンホール更生を年 16,000 千円程度の事業規模で実施することとしています。

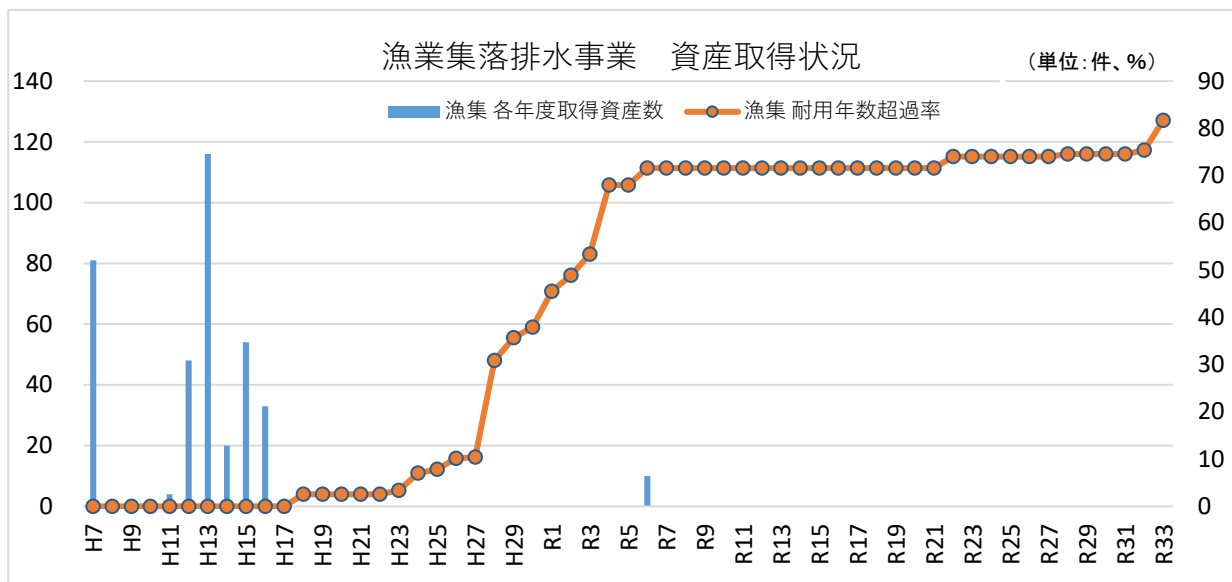
また、岡見処理区の特定環境保全公共下水道三保三隅処理区への統合により、更新需要の抑制に努めます。

【漁業集落排水事業】

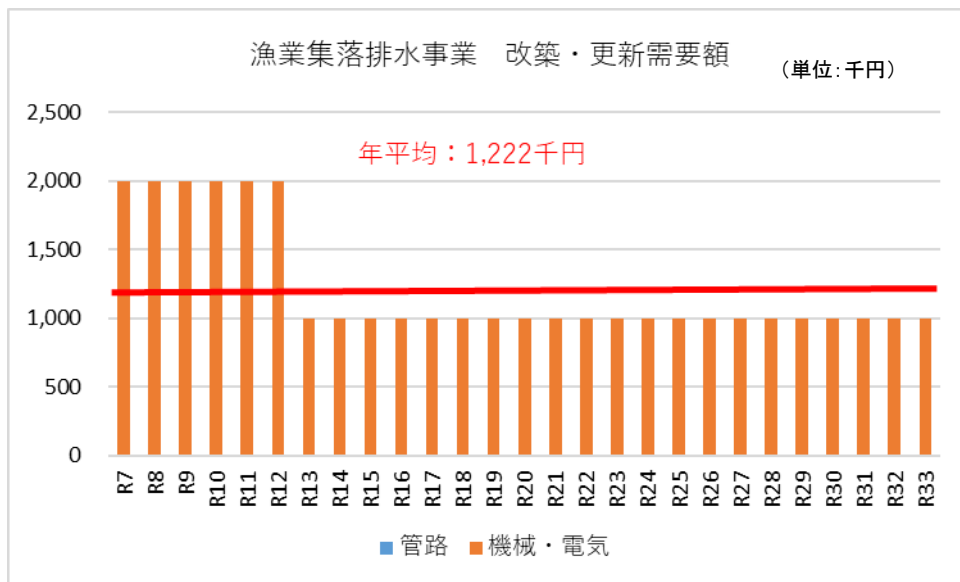
令和 4 年度に処理人口の多い福浦・古湊処理区について特定環境保全公共下水道三保三隅処理区に統合しており、残る処理区は、青浦処理区、須津処理区のみとなっています。5 ページに記載のとおり、青浦処理区を平成 12 年度に、須津処理区を平成 13 年度に整備しています。

今後、施設の適切な管理運営を行うためにも、更なる処理施設の集約化等を図っていく必要があります。

令和 13 年度における施設の耐用年数超過率は 71% を超え、令和 33 年度には 80% を超過し、平成 10 年代に取得した資産についても、資産の償却年限到達のピークは令和 30 年代前半になる見込みです。



令和 7 年度から令和 33 年度までの年平均更新需要額は以下のとおりです。

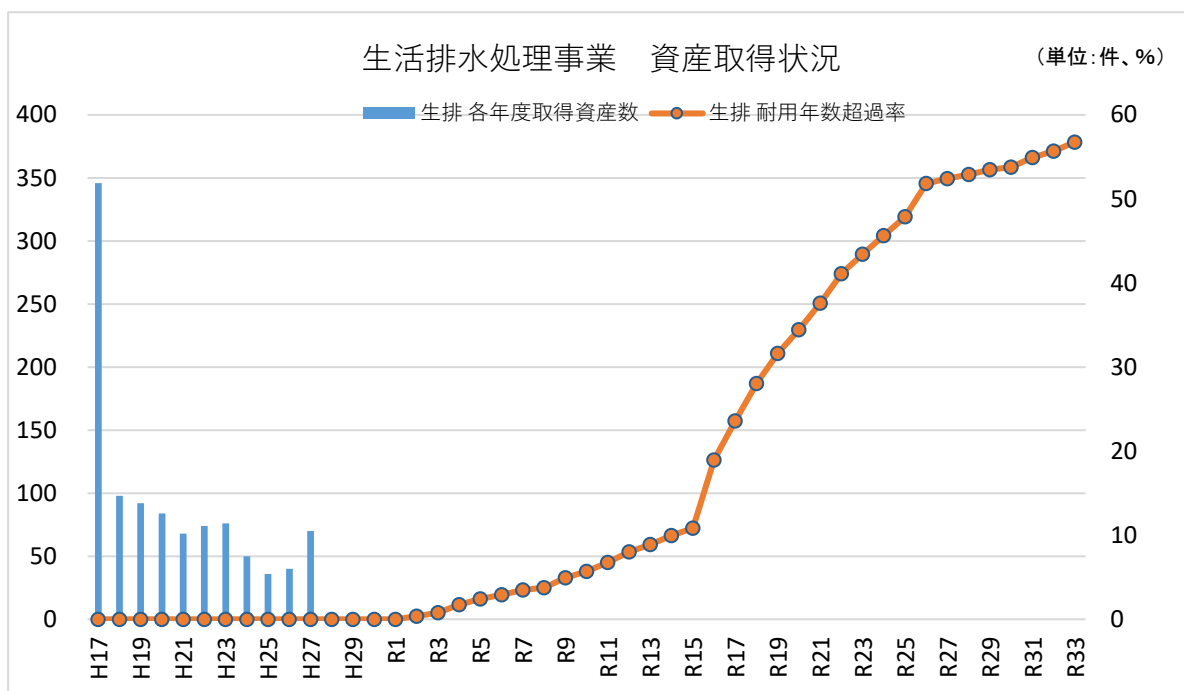


須津処理区の特定環境保全公共下水道三保三隅処理区への統合により、更新需要の抑制に努めますが、年平均 1,222 千円の改築・更新需要が見込まれるため、計画的な建設改良のための予算の確保が課題です。

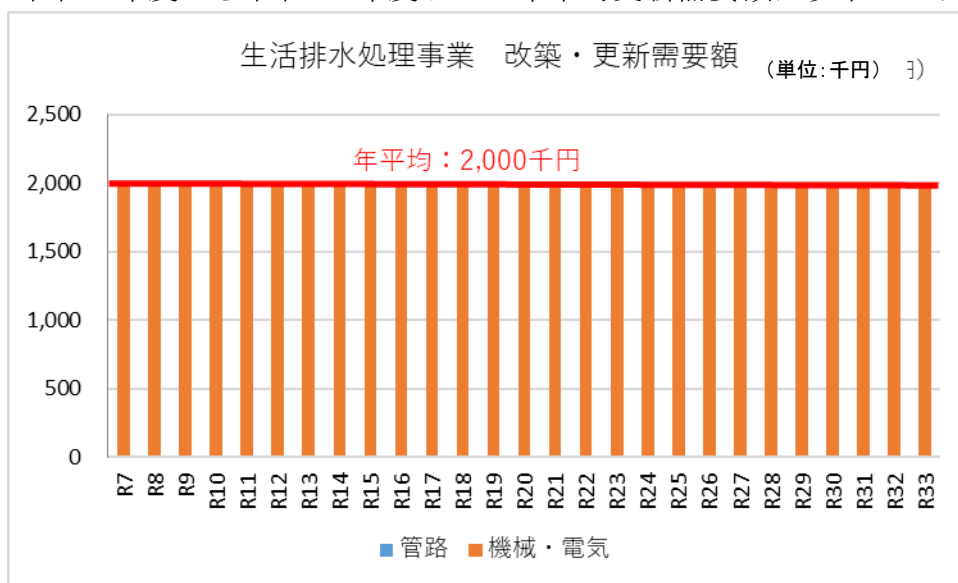
【生活排水処理事業】

生活排水処理事業の施設は、6 ページに記載のとおり、旭、弥栄、三隅のいずれの処理区も平成 17 年度に供用開始しており、整備は平成 27 年度に終了しました。

市が設置した浄化槽の耐用年数は 28 年、個人から受贈した浄化槽は 9 年から 27 年となっており、耐用年数の到来により、耐用年数超過率が令和 16 年度から急激に上昇する見込みです。



令和 7 年度から令和 33 年度までの年平均更新需要額は以下のとおりです。



設置から 30 年以上が経過している浄化槽もあり、劣化がひどく修繕では対応できないものについて、年 1 基程度、年平均 2,000 千円の更新需要を見込んでいます。

⑤ 経費回収率の予測

公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業

本事業の経費回収率は、令和6年度実績で61.90%となっています。

物価高騰傾向等を考慮し、昨今の社会情勢を反映するとともに、維持管理経費の増加、施設の老朽化による修繕需要の増加を見込んでいます。

また、浜田処理区の整備事業の完了に伴い、維持管理業務の増加が見込まれるため、職員の担当業務の変更（建設改良事業従事職員から維持管理業務従事職員）による経費増を見込んでいます。

一方で、使用料収入については想定以上の人口減少や事業者の廃業等の影響により、前経営戦略の試算値と比べて下振れする見込みです。

これらの状況から、令和13年度は前経営戦略の計画値80%に対し67.9%と計画を下回る見込みです。このため、今後、浜田処理区内から要望が出ている接続促進策の検討を進め、接続率の向上に取り組むことで、経費回収率の改善を図ります。また、浜田処理区の使用料収入の状況を見ながら、令和18年度には経費回収率80%を達成できるように、使用料の適正化も含めて検討を進めていきます。

（経費回収率の実績及び見込み）

（単位：％）

公共＋特環	R6（実績）	R8（見込み）	R13（見込み）
前回目標値（A）	—	55.0	80.0
実績・見込値（B）	61.9	48.8	67.9
差（B）－（A）	—	▲6.2	▲12.1

（単位：千円）

公共＋特環*13	R6（実績）	R8（見込み）	R13（見込み）
使用料	94,624	89,965	144,707
汚水処理経費	152,871	184,518	213,174
経費回収率	61.9%	48.8%	67.9%

*13 令和12年4月に岡見処理区を、令和13年4月に須津処理区を特定環境保全公共下水道三保三隅処理区に統合する影響を考慮。なお、浜田処理区の接続促進策による収入増の効果は見込んでいない。

農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業

これらの事業も、汚水処理経費の一部しか賄えていない現状であり、公共下水道・特定環境保全公共下水道事業と同様に、今後の経費増と収入減を見込んでいます。

今後の見通しについては以下のとおりです。

(単位：千円)

農集（個別分含む） *14	R6（実績）	R8（見込み）	R13（見込み）
使用料	61,620	58,036	47,677
汚水処理経費	107,133	143,999	138,747
経費回収率	57.5%	40.3%	34.4%

漁集 *15	R6（実績）	R8（見込み）	R13（見込み）
使用料	4,054	3,498	202
汚水処理経費	8,675	13,302	7,590
経費回収率	46.7%	26.3%	2.7%

生排	R6（実績）	R8（見込み）	R13（見込み）
使用料	15,079	14,558	12,550
汚水処理経費	36,204	39,908	39,908
経費回収率	41.7%	36.5%	31.4%

*14 令和12年4月に岡見処理区を特定環境保全公共下水道三保三隅処理区に統合する影響を考慮

*15 令和13年4月に須津処理区を特定環境保全公共下水道三保三隅処理区に統合する影響を考慮

(今後の使用料の考え方について)

収入の核となる使用料については、浜田処理区の供用開始及び接続促進策による接続率の推移にも着目し、収入増加の状況を見ながら、使用料の適正化に向けた検討に着手します。

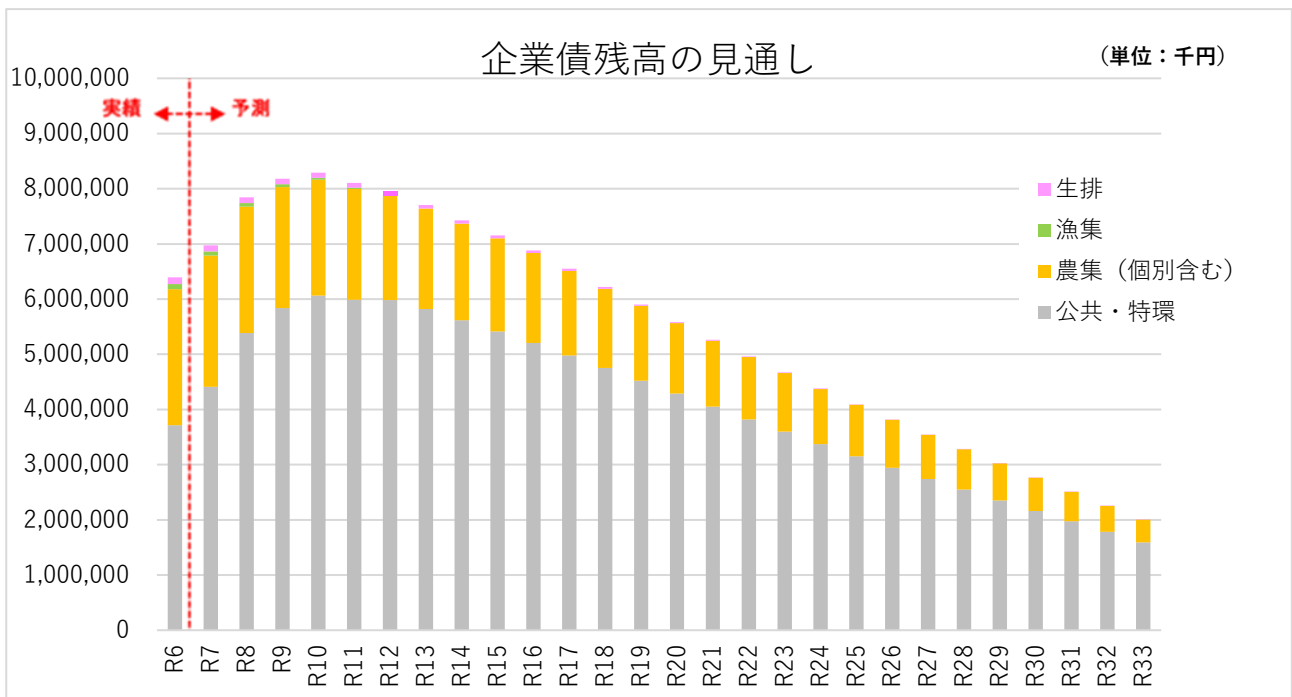
⑥ 企業債残高の見通し

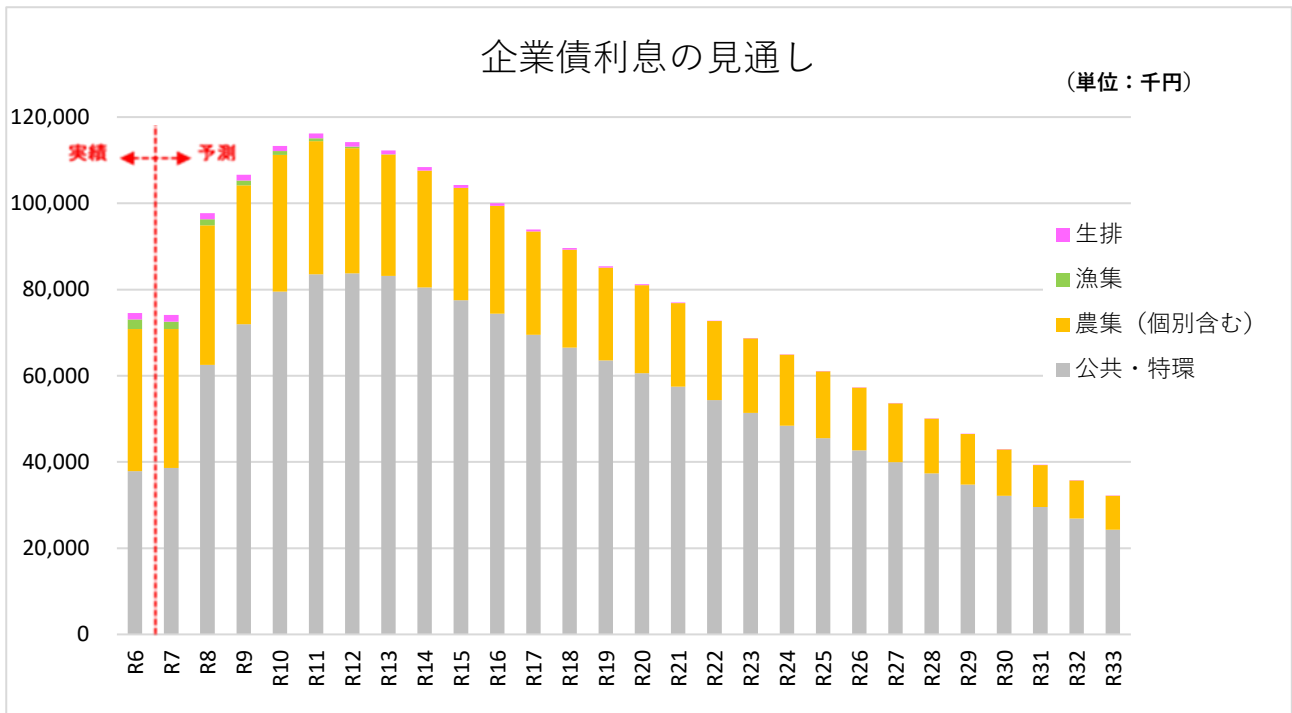
本事業の収支に大きく影響を与える企業債残高の見通しは、下図のとおりです。

公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業分含む）は現在浜田処理区整備事業を推進中であること、また、令和6年度の資本費平準化債の制度拡充により発行可能額が大幅に増加するため、令和10年度まで増加を続けますが、整備終了後は償還額が借入額を上回ることから徐々に減少に転じていく見込みです。

農業集落排水事業については、資本費平準化債の制度拡充により令和6年度に一旦増加しますが、令和7年度以後は同起債の発行可能額が徐々に減少し、償還額が借入額を上回ることから減少に転じていきます。

漁業集落排水事業、生活排水処理事業については新たな企業債の借入予定もないため、漁業集落排水事業については令和13年度に、生活排水処理事業については令和37年度に償還が終了します。





資本費平準化債の借入により、一般会計からの繰入金（出資金）を抑制することはできませんが、企業債残高の償還スピードは遅くなり、利払い負担も膨らみます。

今後、施設の改築・更新需要が高まるなか、効率的な施設のあり方を選択し、実施していくことで、企業債負担を管理していく必要があります。

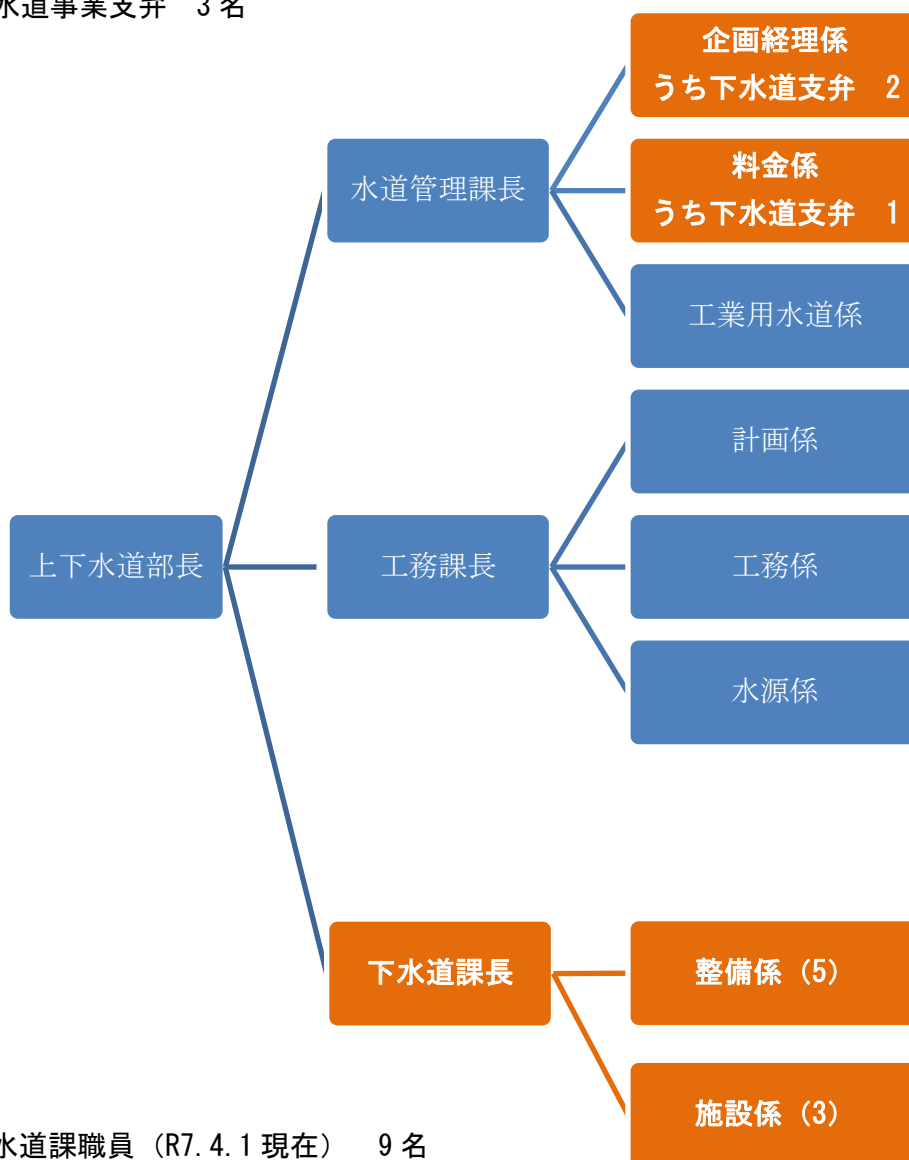
⑦ 組織の見直し

現在、下水道事業会計で支弁する職員総数は12名です。

今後、浜田処理区整備事業の完了に伴い、下水道課内における担当業務の変更（建設改良事業従事職員から維持管理業務従事職員）をはじめ、上下水道部全体で改めて組織の見直しを行い、効率化・合理化を進めます。

水道管理課職員（R7.4.1現在）

下水道事業支弁 3名



下水道課職員（R7.4.1現在） 9名

4. 経営の基本方針

本市は、住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするために下水道整備を進めています。

環境保全への効果が特に高く見込まれることから、公共施設や事業所が多い浜田市の中心市街地（浜田処理区）の下水道整備事業を実施しています。

そのための経営基本方針は、次のとおりです。



○適切で計画的な事業執行

- 1) 浜田処理区整備事業においては、早期に効果が発現できるよう、公民連携手法の導入により、早期整備完了に努めます。
- 2) 施設の老朽化等による改築・更新需要が高まるなか、各種計画に基づき、計画的な改築・更新を行い、施設の長寿命化を図ります。

○収入の確保

- 1) 財政基盤強化のため、経費回収率の目標値を定め、コスト管理に努めます。
- 2) 収入の基盤である使用料収入確保のため、接続率向上に向けた普及啓発を行うとともに、公平性の観点からも債権管理を適切に行い、使用料を確実に収入します。
- 3) 国県補助金を活用するとともに、企業債の発行総額を管理し、企業債の元利償還が毎年の事業費を圧迫しないよう、企業債残高の抑制に努めます。
- 4) 事業実施において支障とならないよう、資金需要を精査し資金調達を行います。

○水洗化の促進

- 1) 下水道の役割に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 2) 浜田処理区の早期接続のための支援策を検討し、水洗化率の向上を図ります。

5. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙「投資・財政計画」（58 ページから 65 ページに掲載）のとおり

中長期的な投資及び財源の推計を行い、指標ごとに前経営戦略の試算値について適切であるかどうか検証しました。

人口減少による接続人口の減少見込み、コロナ禍以降の物価高騰や人件費の上昇等の影響もあり、浜田処理区の供用開始時期が令和 8 年度末となる見込みを踏まえ、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の経費回収率について、令和 13 年度の目標値の見直しが必要であると判断しました。（詳細は、29 ページに記載のとおり）

目標の見直しにあたっては、今後取り組む浜田処理区の接続促進策による使用料収入の増効果を考慮に入れた数値設定としています。

なお、具体的な取組については、「経費回収率向上に向けたロードマップ」に示します。

		R6 (現状値)	R8 (見込値)	R13 (目標値)
汚水処理人口普及率（年度末）		50.6%	53.6%	58%
*16 接続率	公共・特環	78.5%	59.2%	73%
	農集（集合分）	83.2%	82.0%	82%
	漁集	96.2%	96.0%	94%
	生排	—	—	—
経費回収率	公共・特環	61.9%	48.8%	69%
	農集	57.5%	40.3%	35%
	漁集	46.7%	26.3%	3% *17
	生排	41.7%	36.5%	32%

*16 令和 8 年度末に浜田処理区の一部供用開始予定であり、接続率向上の取組により今回計画の最終年度に向けて経費回収率の向上を目指します。

*17 漁業集落排水事業（漁集）は、令和 13 年 4 月に須津地区が特定環境保全公共下水道三保三隅処理区に統合し、青浦処理区のみとなります。このことにより、使用料収入は前年度比 92%、汚水処理費は前年度比 43%の減少を見込んでおり、経費回収率が大きく低下します。

（参考）浜田処理区の接続人口見込み

（単位：人）

	R9	R10	R11	R12	R13
接続人口見込み	67	150	476	1,051	1,090

経費回収率向上に向けたロードマップ

区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
①経営戦略の進捗管理・経営指標の検証										
②経営戦略の改定				検討 改定					検討 改定	
③浜田処理区下水道整備 (収入増加への取組)						整備工事(処理場: ECI・管路DB) 供用開始				
④事務の効率化 (支出削減への取組)										
⑤集落排水施設の 公共下水道への統合 (支出削減への取組)										
⑥水洗化率向上の取組 (収入増加への取組)										
⑦使用料の適正化										

毎年実施

検討

検討

整備工事(処理場: ECI・管路DB)

供用開始

R4.10~機構改革(事務部門一元化)

R5.10~料金徴収事務一元化による事務効率化

検討(関係者協議・意思決定)

事業認可変更・財産処分手続き・詳細設計・工事

個別訪問・広報紙の発行

統合完了

上下水道事業の経営基盤強化に係る国の検討状況に関する情報収集、研究

検証

検討



(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

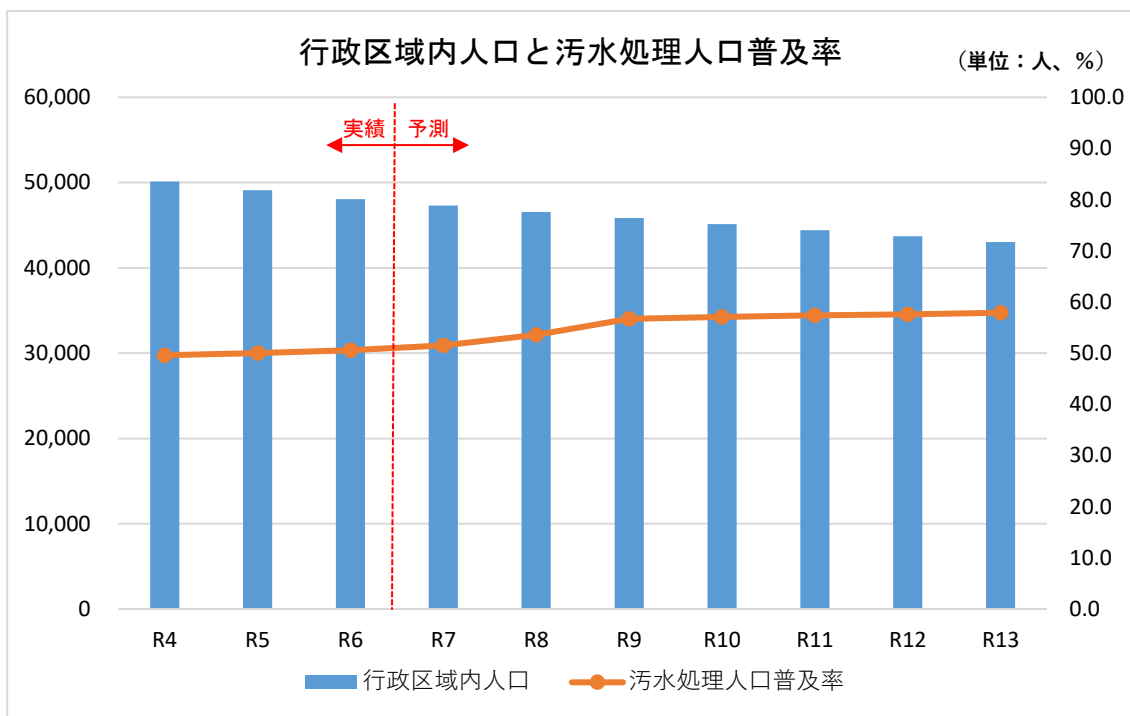
【投資の目標】

本市の令和6年度末の汚水処理人口普及率は50.6%で、島根県平均の84.4%を大きく下回っています（島根県西部4市の平均は54.3%）。

汚水処理人口普及率向上のため、令和2年度より浜田処理区下水道整備事業に着手し、令和8年度末の一部供用開始に向け、整備を推進中です。

また、合併処理浄化槽設置助成事業の制度周知を継続し、浄化槽設置基数の増加により、普及率の向上に引き続き取り組みます。

この取組により、汚水処理人口普及率58%を目指します。



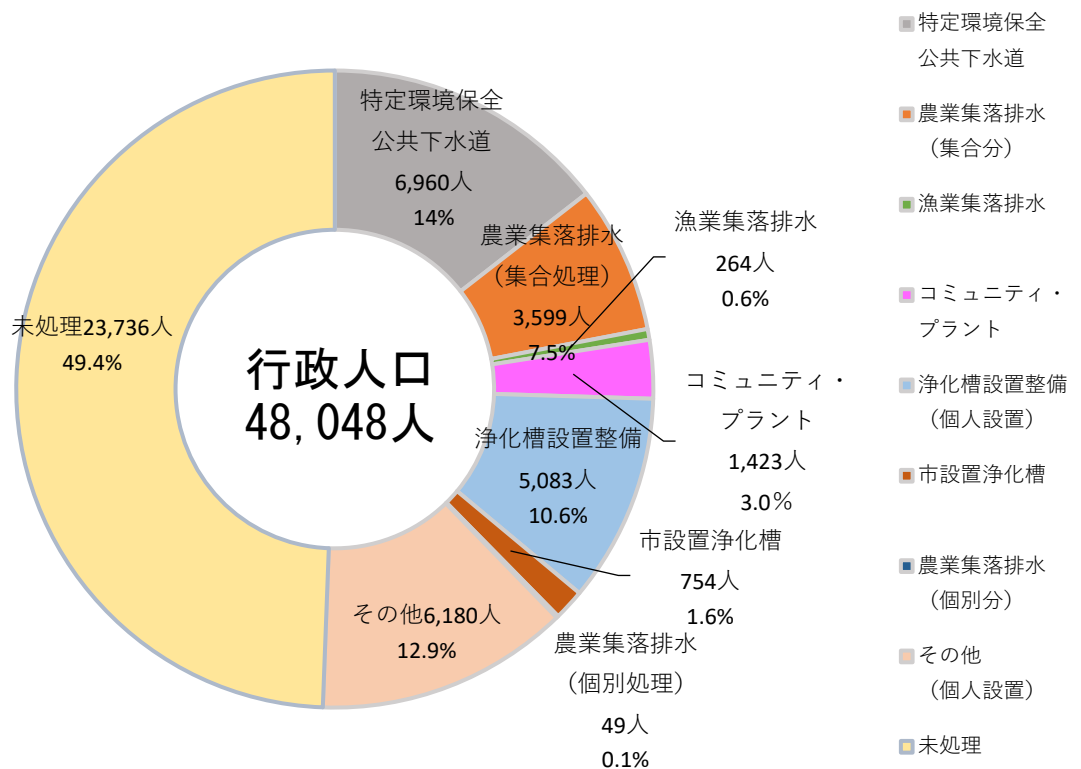
令和6年度末の汚水処理人口普及率は以下のとおりです。

令和6年度末 汚水処理人口普及率

	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水 (集合処理)	漁業集落排水	コミュニティ・ プラント	浄化槽設置整備 (個人設置) ※補助あり	市設置浄化槽	農業集落排水 (個別処理)	その他 (個人設置) ※補助なし	汚水処理 合計	未処理
普及人口 (人)	6,960	3,599	264	1,423	5,083	754	49	6,180	24,312	23,736
普及率 (%)	14.5	7.5	0.6	3.0	10.6	1.6	0.1	12.9	50.6	49.4

行政人口：48,048人

令和6年度末 汚水処理人口普及状況



(注) 浄化槽については設置時の種類で記載しており、譲渡を受けた浄化槽は市設置浄化槽には含んでいません。

3. 施設統合整備事業

島根県汚水処理事業広域化・共同化計画で、岡見地区農業集落排水施設、須津地区漁業集落排水施設を廃止し、特定環境保全公共下水道三保三隅処理場（三保三隅浄化センター）で集約処理する取組が盛り込まれ、市として事業化の方針を決定しました。

令和12年4月の岡見地区農業集落排水施設、令和13年4月の須津地区漁業集落排水施設の特定環境保全公共下水道三保三隅処理場への統合により、年間6,200千円の経費削減効果を見込みます。



事業年度	R7～R12
事業費	4億2,000万円
内容	事業認可図書作成、設計業務、 管渠接続工事、処理場用途廃止に 伴う改修工事
補助率	50%

4. 旭幹線管渠改築事業

特定環境保全公共下水道旭処理区の幹線管渠の配管ルートを変更し、前市橋ポンプ場をダウンサイジングすることにより、年間580千円の経費削減効果を見込みます。

事業年度	R7～R8
事業費	4,000万円
内容	設計業務、管渠工事、 マンホールポンプ改築工事
補助率	なし

5. 農業集落排水単独改築事業

国県補助対象とならない農業集落排水施設の設備機器やマンホール、マンホール蓋について、市の単独事業として計画的に更新し、市民の安全確保や汚水処理の安定化を図ります。

事業年度	R4～R13
事業費	1億5,295万円
内容	設備改築工事、マンホール更生、 マンホール蓋改築
補助率	なし

【職員給与費に関する事項】

令和7年度の資本勘定従事職員数は、浜田処理区下水道整備推進中のため5名（うち会計年度職員1名）となっておりますが、同処理区の整備終了後の給与費については、改築事業に必要な職員数を2名と見込み、過年度実績及び令和7年度見込額を基に計上します。

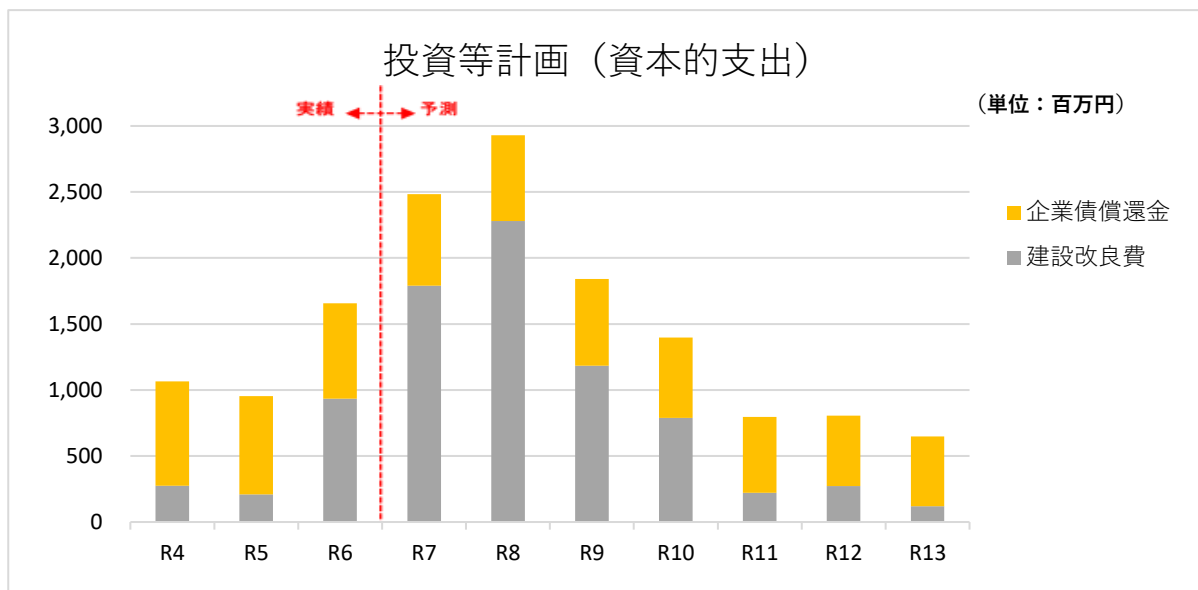
【企業債償還金に関する事項】

元金償還予定額を計上（償還期間：10年～40年）

なお、資本費平準化債の借入額については、令和6年度の制度拡充に基づく額としています。

【投資等計画（資本的支出）】

資本的支出に関する投資等の計画は以下のとおりです。



建設改良費は、浜田処理区整備事業の進捗により令和6年度から増加しますが、令和10年度に大きく減少します。

企業債償還金は償還が進んでいることから年々減少しますが、浜田処理区整備事業に係る企業債の償還が令和8年度末から順次開始するため、減少が緩やかになっていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

【財源の目標】

計画期間 10 年目（令和 13 年度）の目標値

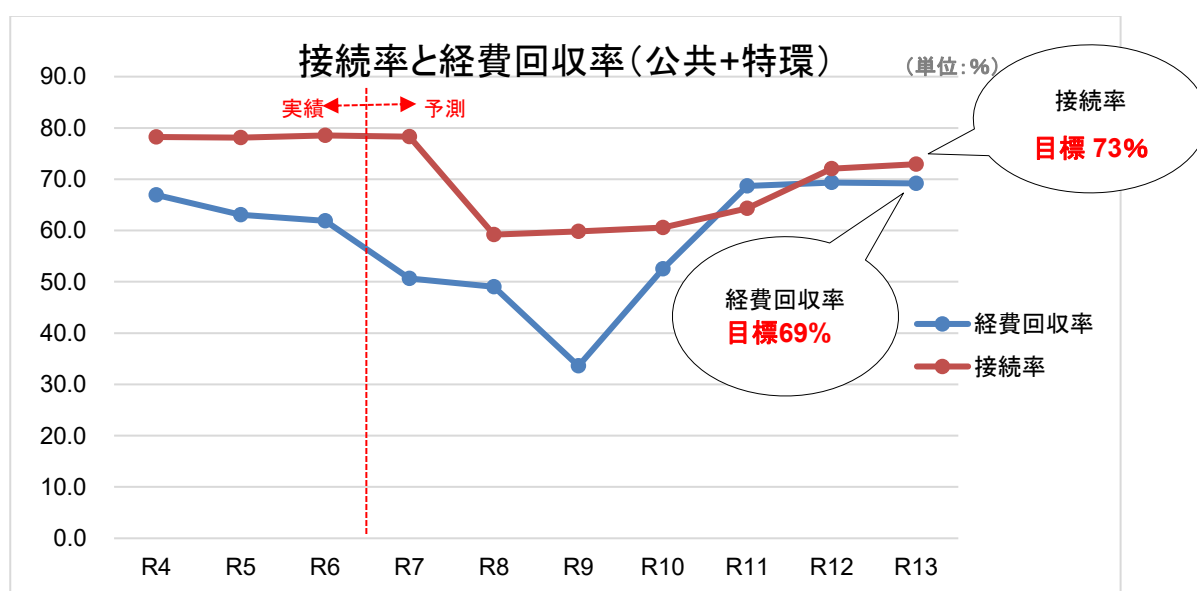
公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業

⇒**接続率 73%を**目指します。

浜田処理区の供用開始により接続率は一旦低下しますが、施設統合整備事業の実施に加え、既存地区への啓発活動や浜田処理区の接続促進策の実施により、接続率の向上を目指します。

⇒**経費回収率 69%を**目指します。

浜田処理区における接続促進策の実施により使用料の増加を図るとともに、事務の効率化、施設の最適化、施設統合による経費削減等により、経費回収率の向上を目指します。



また、使用料の適正化に向けた検討を令和 12 年度に開始し、令和 18 年度には経費回収率 80%を達成できるように引き続き取組を進めます。

農業集落排水事業・漁業集落排水事業・生活排水処理事業

集落排水事業については、施設統合整備事業の実施により令和 12 年 4 月、令和 13 年 4 月に使用料、汚水処理経費ともに減少し、経費回収率が低下する見込みです。

引き続き個別訪問等による接続勧奨の取組を継続するとともに、更なる効率化、経費節減に努め、使用料の適正化については、令和 12 年度に検討を開始します。

生活排水処理事業については、新たな設置整備は行っていないため、集落排水事業と同様、更なる効率化、経費節減に努め、使用料の適正化に向けた検討を行います。

【使用料収入に関する事項】

(算定方法) 23 ページに記載のとおりです。

【補助金及び企業債に関する事項】

1. 国県補助金

建設投資に係る財源として、国県補助金(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、農村整備事業補助金)を最大限活用することとし、補助対象事業に対し、50%・55%の補助率に応じた見込額を計上します。

(単位：千円)

補助金名	事業名		期間	補助金の額
社会資本整備 総合交付金	公共	浜田処理区整備事業	R4~R10	2,834,031
	特環	施設統合整備事業	R7~R12	194,500
防災・安全 交付金	特環	ストックマネジメント改築事業	R4~R13	229,100
農村整備事業 補助金	農集	機能強化対策事業	R4~R8	100,200

社会資本整備総合交付金については以下の交付要件が設けられており、本事業においてすでに対応しています。今後も交付要件について動向を注視しながら、本市の財源計画への影響を考慮していきます。

(交付要件(抜粋))

・公営企業会計の適用に係る要件

人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること。 … **移行済**

・使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること。 … **実施済**

2. 企業債

建設・更新事業から補助金等の特定財源を除き、10万円単位での借入見込額を計上します。

(単位：千円)

事業名		期間	企業債の額
公共	浜田処理区整備事業	R4～R10	3,128,900
特環	施設統合整備事業	R7～R12	212,500
特環	旭幹線管渠改良事業	R7～R8	40,000
特環	ストックマネジメント改築事業	R4～R13	320,000
農集	機能強化対策事業	R4～R8	77,800
農集	農業集落排水施設単独改築事業	R4～R13	152,500

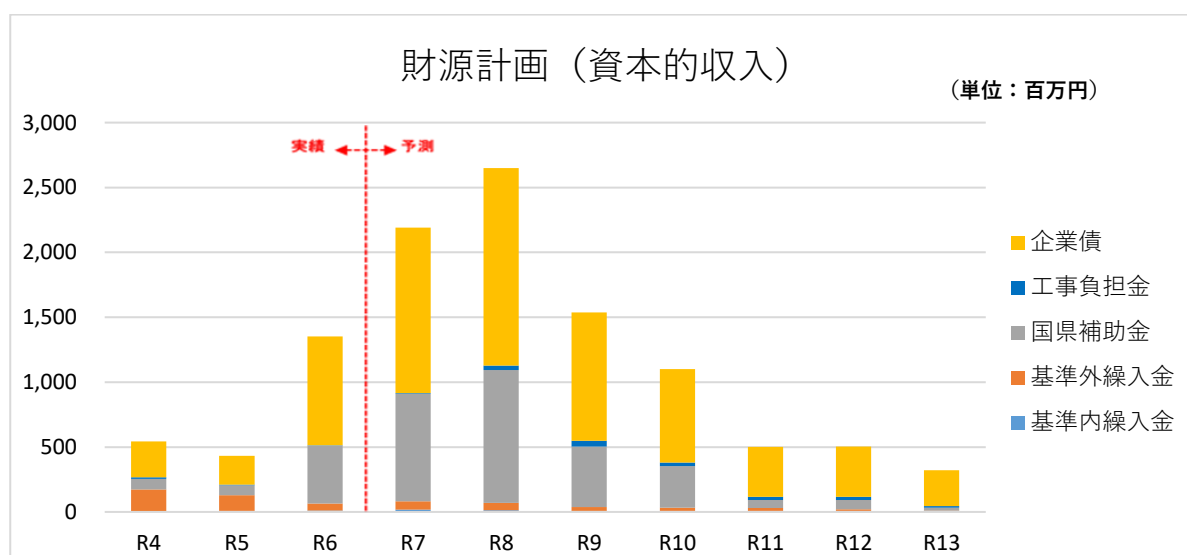
交付税措置の対象となる有利な企業債、公的資金等低利率の企業債を優先的に活用します。企業債の元利償還の財源に充てるため、資本費平準化債の借入を予定しています。

なお、未利用施設に係る利子分に係る資本費平準化債については、供用開始または事業計画変更から15年を経過する処理区に係る額を除いています。

今後の企業債発行、償還見通しに基づく将来の企業債残高の見通しについては、31ページに記載のとおりです。

【財源計画（資本的収支）】

資本的収支に係る財源計画は以下のとおりです。



(注) R4、R5については、農集、漁集、生排は特別会計のため、企業債元金償還金に対する基準内繰入金^が収益的収入に計上されています。

【繰入金に関する事項（資本）】

財源不足額に対し、総務省が定める繰出し基準に基づく一般会計からの基準内繰入を充当してもなお財源が不足する場合、一般会計からの基準外繰入により不足額を賄っています。

繰入金の実績及び見通しについては、以下のとおりです。

（繰入金の実績及び見通し（資本））

（単位：千円）

事業名	基準内・ 基準外の別	繰入額 R4	繰入額 R5	繰入額 R6	繰入額 R4～R6 (実績)	繰入額 R7～R13 (見込み)	繰入額 R4～R13 (実績+見込み)
公共+特環	基準内	5,130	5,884	6,198	17,212	19,239	36,451
	基準外	158,716	112,878	20,589	292,183	56,967	349,150
農集	基準内	760	1,461	2,510	4,731	45,409	50,140
	基準外	8,140	7,318	18,613	34,071	113,667	147,738
漁集	基準内	0	181	575	756	4,794	5,550
	基準外	0	0	16,177	16,177	39,375	55,552
生排	基準内	0	0	0	0	0	0
	基準外	0	0	0	0	0	0
合計	基準内	5,890	7,526	9,283	22,699	69,442	92,141
	基準外	166,856	120,196	55,379	342,431	210,009	552,440

（注）R4、R5については、農集、漁集、生排は特別会計のため、企業債元金償還金に対する基準内繰入金収益的収入に計上されています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【職員給与費に関する事項】

損益勘定従事職員の給与費を、過年度実績及び令和7年度見込額を基に計上します。

なお、浜田処理区整備終了後は、資本勘定従事職員から損益勘定従事職員への配置替えを含む人員体制の再編について検討を行います。

【動力費・薬品費・修繕費に関する事項】

令和7年度実績見込及び浜田処理区の供用開始による影響額を考慮した見込額を計上します。

また、動力費、薬品費については汚水処理水量の減少も考慮します。

【委託費に関する事項】

民間に維持管理業務等を委託し、民間のノウハウを活用しています。

現契約内容、過年度実績及び浜田処理区の供用開始による影響額、物価の動向を考慮した見込額を計上します。

【企業債償還利子に関する事項】

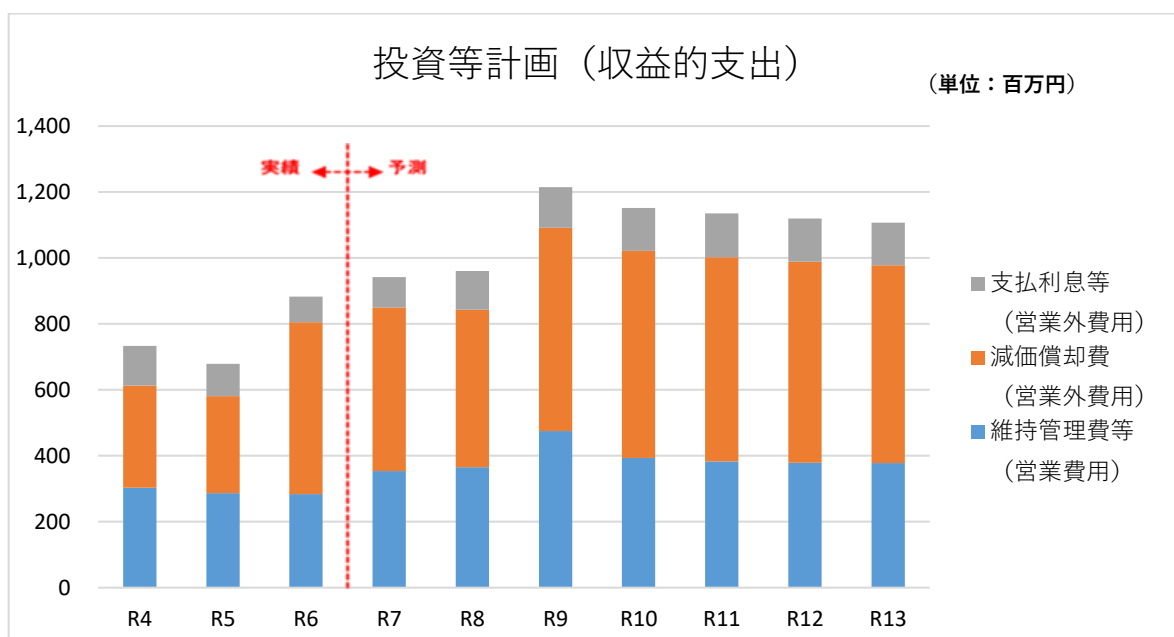
公的資金等低利率の企業債を優先的に活用し、償還利子額を抑制します。

利率：0.006～2.3%

なお、消費税額は現状の税率10%で計上し、物価の動向については、過去の実績及び決算見込みを参考に見込額の算出を行います。

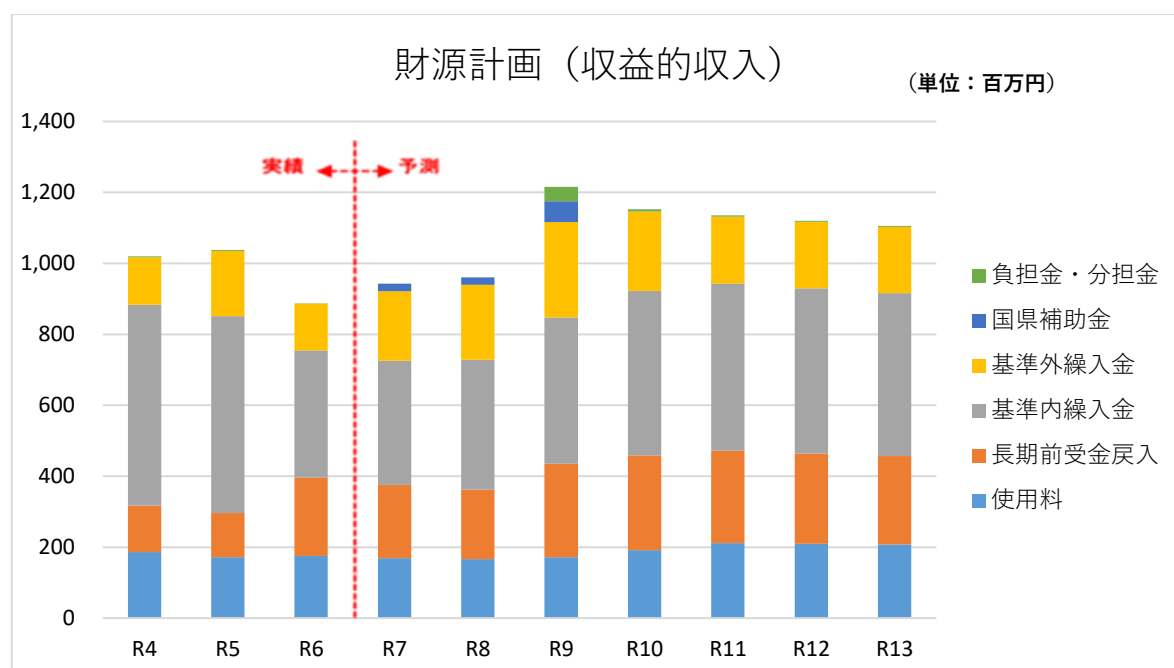
【投資以外の経費に関する計画】

投資以外の経費（収益的支出）に関する計画は以下のとおりです。



【財源計画（収益的収支）】

収益的収支に係る財源計画は以下のとおりです。



（注）R4、R5については、農集、漁集、生排は特別会計のため、企業債元金償還金に対する基準内繰入金が収益的収入に計上されています。

【繰入金に関する事項（収益）】

財源不足額に対し、総務省が定める繰出し基準に基づく一般会計からの基準内繰入を充当してもなお財源が不足する場合、一般会計からの基準外繰入により不足額を賄っています。

現状では以下のとおり繰入金所要額が見込まれますが、地方公営企業の独立採算の原則に則り、事業運営に必要な財源である使用料の確保と経費節減に取り組み、基準外繰入の抑制を図るよう努めます。

（繰入金の実績及び見通し（収益））






（単位：千円）

事業名	基準内・ 基準外の別	繰入額 R4	繰入額 R5	繰入額 R6	繰入額 R4～R6 (実績)	繰入額 R7～R13 (見込み)	繰入額 R4～R13 (実績+見込み)
公共+特環	基準内	203,778	192,800	185,299	581,877	1,942,210	2,524,087
	基準外	49,161	82,615	54,428	186,204	610,493	796,697
農集	基準内	330,340	332,474	153,342	816,156	918,208	1,734,364
	基準外	57,005	68,580	49,691	175,276	605,044	780,320
漁集	基準内	20,388	20,395	8,708	49,491	48,943	98,434
	基準外	6,547	7,241	5,003	18,791	68,835	87,626
生排	基準内	11,814	9,071	10,905	31,790	77,916	109,706
	基準外	21,621	25,789	22,530	69,940	180,074	250,014
合計	基準内	566,320	554,740	358,254	1,479,314	2,987,277	4,466,591
	基準外	134,334	184,225	131,652	450,211	1,464,446	1,914,657

（注）R4、R5については、農集、漁集、生排は特別会計のため、企業債元金償還金に対する基準内繰入金が収益的収入に計上されています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要



① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>広域化・共同化については、自団体内の取組を反映済みです。 他団体との取組については団体間で検討が必要なため、計画には反映していませんが、島根県が令和5年2月に策定した汚水処理事業広域化・共同化計画の取組について引き続き検討します。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>下水道整備計画及び各種個別計画に基づき優先順位を判断し、投資の平準化を図ります。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP・PFIなど)</p>	<p>PPP・PFIなど民間活力を活用している自治体の調査及び手法の長所・短所等について、先進地を研究し、導入に向けて検討します。 特に、ウォーターPPPに関しては、職員不足、施設の老朽化、使用料収入の減少等、地方公共団体が抱える課題を解決し、上下水道事業の持続性を向上させるために有効な手法の一つです。 本市では、下水道サービスを将来にわたり安定的に提供することを目指し、令和6年度の事前検討を経て、管理更新一体型マネジメント方式（レベル3.5）に関する導入可能性調査を令和7年度に実施し、導入に向けた準備を行います。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>投資を行う場合は、現状把握と将来必要となる住民サービスの予測を行い、事業規模、整備手法及び事業の優先順位等、最適なものを選択し合理化に努めます。将来需要の予測によってはスペックダウンや更なる統廃合を検討します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>14 海の豊かさを守ろう</p> </div> </div> <p>SDGs 目標「6 安全な水とトイレを世界中に」、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「14 海の豊かさを守ろう」の実現を目指します。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>下水道事業の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないと定められていますが、本市では使用料収入の不足分を一般会計からの基準外繰入金に頼っています。</p> <p>そのため、接続促進策の実施により使用料収入を確保するとともに経費の削減に努め、一般会計からの基準外繰入金を抑制していく必要があります。</p> <p>現行の使用料水準では、浜田処理区整備事業により令和9年度から令和13年度（計画最終年度）までは一時的な増加が期待できますが、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業で令和13年度において経費回収率80%を達成するためには約15.9%、経費回収率100%を達成するためには約44.9%の使用料改定が必要となる見込みです。</p> <p>令和8年度末より順次供用開始予定の浜田処理区の接続状況による収支等を踏まえた上で、令和12年度から適正な使用料水準の検証を行い、下水道使用料の改定の必要性について検討を行っていきます。</p> <p>国においては、上下水道の経営基盤強化について検討がなされているところであり、検討結果により基準内繰入額が減額となる場合も想定されることから、今後の動向を注視する必要があります。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>本市の事業規模では資産活用に係る事業の拡大は経営上採算確保が難しいと考えるため、取組の予定はありません。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>下水道への関心、理解を深めてもらうことを目的とした啓発活動の一環として、「はまだ下水道通信」の発行、処理場の汚泥を肥料化し、無料配布する取組や浜田市マンホールカードの作成、配布により情報発信を行っており、今後もこうした普及活動の継続、推進に努めます。</p> <p>未接続者への接続勧奨など更なる接続率の向上に努め、経費回収率の改善を図ることにより一般会計からの繰出金の抑制に努めます。</p> <div data-bbox="644 1809 1283 2018" data-label="Image"> </div> <p>《マンホールカード》</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP・PFIなど)</p>	<p>今後も民間に維持管理業務等を委託し、民間のノウハウを活用します。また、包括的民間委託等の民間活力の積極的な活用を検討します。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>職員配置について、業務量に応じた適正な配置となるよう上下水道部内で検討します。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>毎月の動力費を補助簿で管理し、前月及び前年同月との比較を行っています。増額の場合は原因を追究し、不具合に対しては早期に対応し、動力費の削減に努めます。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>薬品費削減に向け、抑制方法を検討します。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>異物詰まりによるポンプの故障や管渠の閉塞などを防ぐため、使用者に下水道の正しい使用方法等を周知するとともに、不具合に対しては早期に対応し、修繕費の削減に努めます。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>維持管理業務については、今後も民間のノウハウ、経営資源を活用し、効率的で質の高い業務を行うため、委託内容の見直し及び委託業務の拡大を検討します。また、会計処理や料金システムの保守など、高度で専門的知識、技術を要する業務について、外部の専門家や業者の支援を受けながら、効率的で適切な業務を行っていきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>合成洗剤などに含まれる成分の中には、処理場では取り除くことができないものもあります。環境に優しい洗剤の使用など、下水道の正しい使用方法等を周知し、海、川などの公共用水域の水質保全と処理場への負荷軽減に向けた啓発に努めます。</p> <p>その他の経費について、増減要因分析、他団体比較等により、経費の抑制に努めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

投資・財政計画の達成状況について、PDCA サイクルにより、毎年度進捗管理(モニタリング)を行います。

また、経営戦略の見直し(ローリング)については、令和8年度末より順次供用開始を予定している浜田処理区下水道整備事業の進捗状況や、組織の状況を踏まえ、令和12年度に見直しを行います。

その後も5年ごとにローリングを行い、投資・財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の変化への適応など、より充実した計画となるよう努めます。

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項



経営比較分析表（令和5年度決算）

鳥根県 浜田市	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
	法非活用	F2	非脱藩	49,678	690.64	71.93
	資金不足比率(%)	有収率(%)	1か月50㎡当たり更新率(円)	処理区内人口(人)	処理区面積(km ²)	処理区内人口密度(人/km ²)
	-	100.00	3,025	3,905	14.12	276.56
	事業名	事業名	7.95			
	下水道事業	農業廃排水				
	自己資本構成比率(%)	普及率(%)				
	該当数値なし	7.95				

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和5年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、打ち切り決算に伴う令和6年度の特例的支出を踏うために、一般会計繰出金を当年度中に多く入れたことにより、総費用に対し総収益の増加に多く、企業価値還元率も減少したため、前年度に比べ9.11ポイント改善した。

一方で、企業価値還元率は依然として大きく、収益的収支の圧迫要因となっている。

②汚水処理原価は打ち切り決算に伴う汚水資本費の減により前年度比55.48円減となったが、依然として類似団体に比べ高い水準となっている。

総収入の大半を一般会計からの繰入金に依存しているため、経費削減等により繰入金の削減を図る必要がある。

④企業価値還元率対事業規模比率は、高資本費対策に要する経費及び汚水式下水処理場に関する経費として、類似団体の平均を一般会計が負担しているため、類似団体の平均よりも低い水準となる。汚水処理場の減により、前年度比0.51ポイント改善している。

また、③水質化率も前年度比0.39ポイントも改善しているものの類似団体と比べて2ポイント以上低い。水質化率低下の原因としては、住民の高齢化や経済的な負担増が考えられる。

⑤④企業価値還元率対事業規模比率は、5年度決算数値については、算出式分子の一般会計負担額が誤りであったため、正しい企業価値還元率対事業規模比率は17.98%である。

2. 老朽化の状況について

供用開始が最も早い地区では平成7年度の供用開始から28年が経過しているが、管渠の計画更新は未着手である。

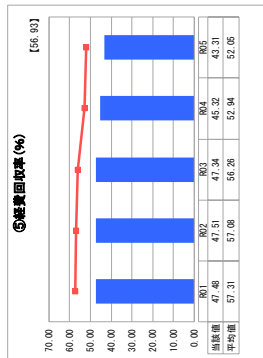
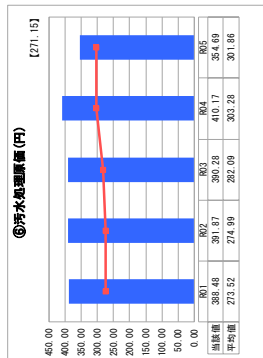
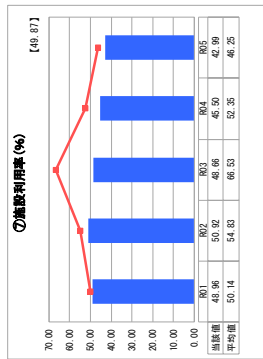
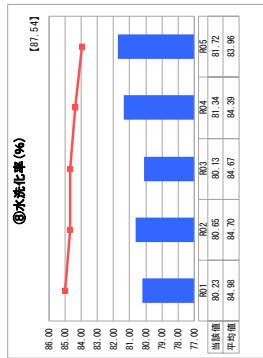
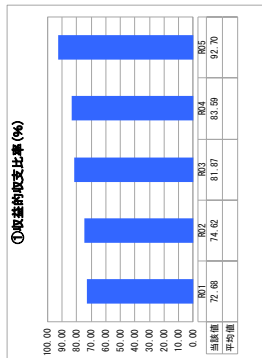
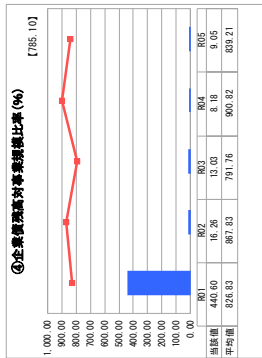
処理施設の電気、機械設備は老朽化が進んでおり、今後も設備の更新需要が与えられるため、必要な事業費を確保し、計画的な更新を行う必要がある。

全体総括

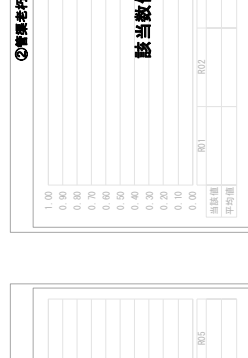
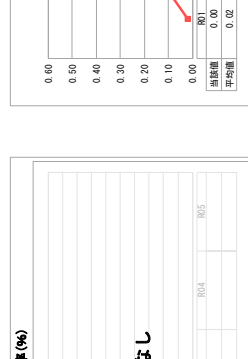
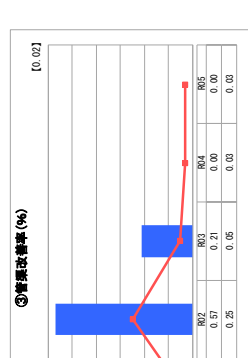
本市は、企業価値還元率は一般会計からの繰入金（基準内）で負担し、施設の維持管理費を信用料収入で賄うことを経営方針の基本に据える事業運営を行っている。

令和6年4月の公道企業会計の適用により、経営成績、財務状況等の会計情報が明確となるため、今後必要となる更新投資を見据え、効率的な事業運営に努める。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。

経営比較分析表（令和5年度決算）

鳥取県 浜田市

業務名	業種名	事業名	管理者の情報
法非通用	下水道事業	消費集排水	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20㎡あたり課料金 (円)
-	該当数値なし	0.56	3,025
		100.00	

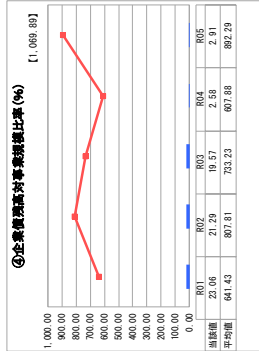
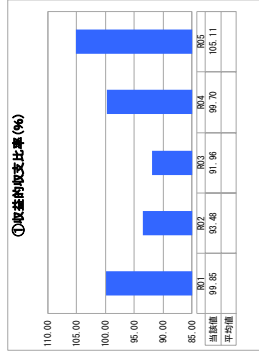
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
49,678	690.64	71.93
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
274	0.16	1,712.50

グラフ凡例

- 当類似団体 (当施設)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、打ち切り決算に伴う令和6年度の特別収支を踏むために、一般会計繰出金を当年度中に多量に投入したことにより、総務経費総費用に比べて減少したことから、前年度に比べ5.41ポイント改善した。一方で、収入の大半を一般会計からの繰入金に依存していること、今後の更新投資等に充てる財源が確保されていないこと等、経営面での課題が大きい。

②企業間高対事業削減比率は、分立式下水道に要する経費として地方自治体間に対する一般会計の負担が軽減したことからも前年度より低く、類似団体平均値よりも低い値となっている。

③流動比率は、打ち切り決算により毎歳収入が前年度に比べ22%減少したため、前年度に比べて22ポイント悪化し、類似団体の水準を下回っている。

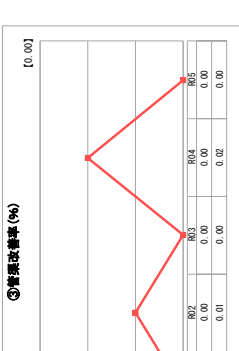
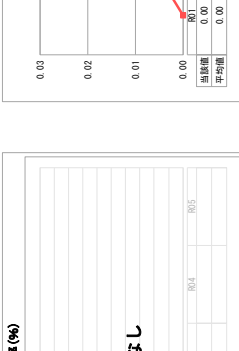
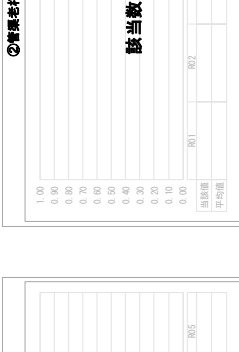
④汚水処理原価は、打ち切り決算により汚水処理費が前年度比19%あまり減少したため、前年度に比べ108.81ポイント改善となった。

⑤施設利用率は前年度比で0.44ポイント改善したものの、処理能力に余裕があるため類似団体の水準を下回った。

⑥水処理率は、類似団体と比較して高く、概ね良好と言える。安定的な処理率の確保や水質保全の観点から、さらなる水処理率の向上と、同指標の推移を注視する必要がある。

2. 老朽化の状況について

平成12年度に供用開始し23年が経過したところで、施設の更新化は急務である。今後も施設の更新計画を踏まえ、必要な事業費を確保し計画的な更新を行うとともに、維持管理費の最小化を図る。



2. 老朽化の状況

①外部固定資産減価率 (%)

②老朽化率 (%)

③事業改善率 (%)

④事業改善率 (%)

施設の維持管理費を多用し、使用料収入で賄うことが、経費支出の根本に据え、事業運営を圧迫してきたが、令和6年4月に消費集排水事業の一時公営下水事業に統合したこと等により区域内人口も減少しており、継続的に維持管理費の削減に努める必要がある。

令和6年4月の公営企業会計の適用により、経営成績、財務状況等の会計情報が明確となるため、今後必要となる更新投資を賄え、効率的な事業運営に努める。

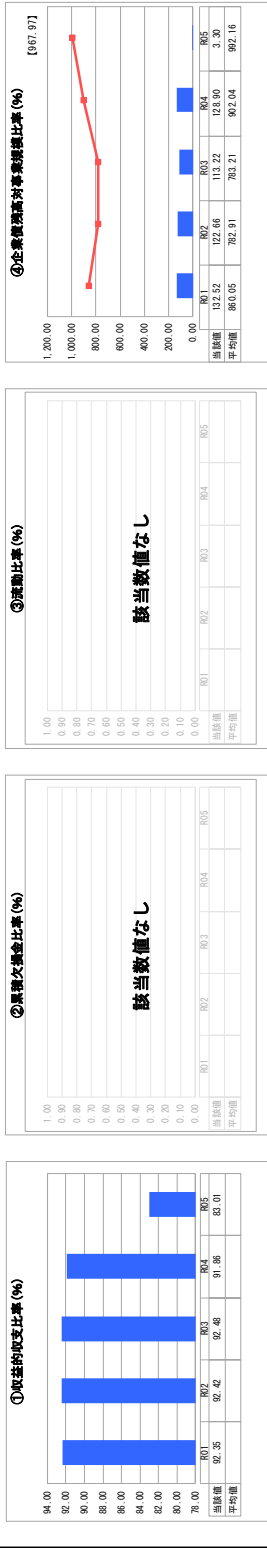
全体総括

※ 法適用企業と類似団体が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和5年度決算）

高槻市 茨田市		管理者の情報		人口（人）		面積（km ² ）		人口密度（人/km ² ）	
業務名	業務名	類似区分	非設置	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）	類似区分内人口（人）	面積（km ² ）	類似区分内人口密度（人/km ² ）
法非適用	下水道事業	L2		49,678	690.64	71.93			
資金不足比率（%）	自己資本償還比率（%）	有比率（%）	1㎡当り20㎡相当り原価率（円）	類似区分内人口（人）	類似区分面積（km ² ）	類似区分内人口密度（人/km ² ）			
-	該当数値なし	100.00	3,025	49	0.01	4,900.00			

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、企業債償還額の減と、打ち切り決算に伴う経費用の減少にもかかわらず、前年度に比べ8.65ポイント悪化している。
 ②黒字化確率比率は、前年度に比べ125.6ポイント減少している。個別排水処理事業に属する経費、分流水下処理等に属する経費の増大が、類似区分の大部分を一般会計が負担しているため、類似区分に比べ大きく下回っている。
 ③流動比率は主に打ち切り決算に伴い汚水処理費が前年度比60%減少したことにより、⑤経費回収率は100%に達し、⑥汚水処理原価は前年度に比べ225.7円の大幅減となった。
 ⑦施設利用率は、平日平均処理水量の低下により前年度に比べ約7.69ポイント悪化している。処理区域内人口が減少しており、処理水量の低下につながっていると考えられる。
 ⑧水処理率は100%に達しており、公共用水域の水質保全につながっている。

2. 老朽化の状況について

平成17年度の供開始から18年が経過しているが、沖化槽の更新は本着手である。
 施設設備は老朽化が進んでいるため、今後も修繕の増加が見込まれる。

全体総括

令和6年4月の公営企業会計の適用により、経営成績、財務状況等の会計情報が明確となるため、今後必要となる更新投資を把握し、効率的な事業運営に努める。

2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似区分が同じため、収益的収支比率の類似区分平均等を表示していません。

投資財政計画(公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業)

公共下水道事業・特定環境保全下水道事業(税抜き)

(単位:千円,%)

区分	年度									
	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算原込)						
1. 営業収益	104,300	98,918	95,676	91,924	90,761	138,127	125,313	143,273	148,232	150,241
(1) 料収	102,778	97,347	94,624	91,173	89,965	97,776	119,262	140,262	145,081	147,445
(2) 委託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) その他	1,522	1,571	1,052	751	796	40,351	6,051	3,011	3,151	2,796
2. 営業外収益	384,154	399,717	364,637	413,502	430,548	637,301	590,746	568,504	571,708	579,379
(1) 補助金	252,939	275,415	239,727	296,747	321,928	461,954	408,466	385,156	385,848	390,889
(2) 助成金	252,939	275,415	239,727	276,747	301,928	403,669	408,466	385,156	385,848	390,889
(3) その他補助金	0	0	0	20,000	20,000	58,285	0	0	0	0
(4) 長期前受金戻入	131,056	124,289	119,333	116,746	108,612	175,339	182,272	183,340	185,952	188,482
(5) その他	159	13	5,577	9	8	8	8	8	8	8
(6) 収入計	488,454	498,635	460,313	505,426	521,309	775,428	716,059	711,777	719,940	729,620
1. 営業費用	443,265	429,407	418,299	455,820	446,540	693,439	626,479	618,155	626,095	636,375
(1) 職員給与	28,971	30,937	27,524	34,380	32,645	32,645	38,959	38,959	38,959	38,959
(2) 基本給	15,528	14,543	15,654	15,276	15,277	15,277	18,264	18,264	18,264	18,264
(3) 退職給付	5,683	2,064	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) その他	7,760	14,330	11,870	19,104	17,368	17,368	20,595	20,595	20,595	20,595
(5) 経費	104,753	104,470	108,208	137,180	142,558	251,933	163,883	154,123	155,233	159,598
(6) 動力費	24,237	21,606	22,516	27,261	29,000	31,000	33,728	36,455	37,364	38,273
(7) 修繕費	3,322	3,866	8,565	7,186	6,819	6,819	6,819	6,819	6,819	10,455
(8) 材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) その他	77,194	78,998	77,127	102,733	106,739	214,114	123,336	110,849	109,232	110,870
(10) 償却費	309,541	294,000	282,567	284,260	271,337	408,861	423,737	425,173	432,003	437,918
2. 営業外費用	45,144	42,014	38,459	49,334	74,405	89,216	89,216	93,258	93,481	92,881
(1) 支払利息	44,374	40,916	37,879	37,815	71,925	71,925	79,516	83,558	83,781	83,181
(2) その他	770	1,098	580	11,519	11,882	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700
(3) 支出計	488,409	471,421	456,758	505,154	520,945	715,064	715,695	711,413	719,576	729,256
(4) 経常損益	45	27,214	3,555	272	364	364	364	364	364	364
(5) 特別損益	0	19,350	0	1	0	0	0	0	0	0
(6) 特別損失	45	46,163	655	273	364	364	364	364	364	364
(7) 特別損益(又は純損失)	△45	△26,813	△655	△272	△364	△364	△364	△364	△364	△364
(8) 当年度純利益(又は純損失)	0	401	2,900	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益剰余金又は累積欠損金	7,512	7,913	10,813	10,813	10,813	10,813	10,813	10,813	10,813	10,813
繰上利益剰余金	63,026	69,933	111,539	159,631	139,652	144,021	131,976	112,028	85,782	56,130
うち未収金	29,346	24,548	55,304	25,483	24,387	48,736	56,671	56,703	50,437	36,150
うち建没改良費分	458,995	408,732	406,113	368,920	357,561	363,092	341,891	331,336	325,687	346,245
うち一時借入金	428,149	369,726	316,576	339,551	340,561	346,092	324,591	314,336	308,687	329,245
うち未払金	17,269	24,624	46,802	44,366	44,367	68,716	76,651	76,683	65,802	56,130
累積欠損金比率((I) / (A) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足の比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－委託工事収益 (A)-(B)	104,301	98,918	95,676	91,924	90,761	138,127	125,313	143,273	148,232	150,241
地方財政法による(L) / (H) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金不足の比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する借入金可能資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	104,301	98,918	95,676	91,924	90,761	138,127	125,313	143,273	148,232	150,241
健全化法第22条により算定した資金不足比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

投資財政計画(公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業)

(単位：千円)

公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業(税込み)

区分	年度									
	(R4年度) 〔決算〕	(R5年度) 〔決算〕	(R6年度) 〔決算〕	令和7年度 〔決算見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1. 企業	153,200	139,300	607,800	1,048,900	1,315,600	798,300	553,600	234,700	253,500	160,500
うち資本費平準化	71,200	72,100	181,500	170,300	162,700	167,900	154,500	143,600	121,100	109,800
2. 他会計	163,846	118,762	26,787	44,435	0	0	0	0	0	0
うち委託補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 他会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち委託借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 他会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 国(都道府県)補助金	68,038	59,539	420,539	798,999	1,012,263	466,570	320,778	62,500	72,500	21,500
7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 工事事業負担金	11,296	3,240	0	2,500	21,000	30,700	12,800	12,500	12,200	11,900
9. その他	396,380	319,841	1,055,126	1,894,834	2,380,634	1,295,570	887,178	309,700	338,200	193,900
(A)のうちの翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	4,893	4,222	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 建設改良費	391,487	315,619	1,055,126	1,894,834	2,380,634	1,295,570	887,178	309,700	338,200	193,900
うち職員給与	204,747	143,642	853,862	1,708,505	2,202,798	1,134,302	739,183	172,564	223,564	90,564
2. 企業借入金返還金	17,040	17,655	19,365	20,146	20,146	20,146	6,935	6,935	6,935	6,935
3. 他会計長期借入金返還金	400,874	382,222	369,671	355,746	340,561	346,092	324,891	314,337	308,687	329,246
4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(D)の計	605,621	525,864	1,223,533	2,064,251	2,543,359	1,480,394	1,064,074	486,901	532,251	419,810
(E)の計	214,134	210,245	168,407	169,417	162,725	184,824	176,896	177,201	194,051	225,910
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	178,374	196,415	72,852	156,346	162,724	184,823	176,894	177,200	194,050	225,909
1. 損益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. その他	35,760	13,830	95,555	13,071	1	1	1	1	1	1
(F)の計	214,134	210,245	168,407	169,417	162,725	184,824	176,896	177,201	194,051	225,910
補填財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	41	0	0	0
他会計借入金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業借入金残高	3,722,067	3,479,144	3,717,274	4,410,428	5,385,467	5,837,675	6,066,384	5,986,747	5,983,246	5,822,394

〇他会計繰入金

区分	年度									
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収支	252,939	275,415	239,727	276,747	301,928	403,669	408,466	385,156	385,848	390,889
うち基準内繰入金	203,778	192,800	185,299	191,619	210,710	256,710	307,543	321,354	325,595	328,679
うち基準外繰入金	49,161	82,615	54,428	85,128	91,218	146,959	100,923	63,802	60,253	62,210
資本的収支	163,846	118,762	26,787	44,435	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	5,130	5,884	6,198	13,738	5,501	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金	158,716	112,878	20,589	30,697	26,270	0	0	0	0	0
合計	416,785	394,177	266,514	321,182	333,699	403,669	408,466	385,156	385,848	390,889

農業集落排水事業(集合処理・個別処理)

農業集落排水事業(集合処理・個別処理)(一括表)

(単位:千円、%)

区	年度											
	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)	令和7年度 [決算見込]	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
	[決算]	[決算]	[決算]	[決算見込]	[決算]	[決算]	[決算]	[決算]	[決算]	[決算]	[決算]	[決算]
1. 営業収益	62,365	59,726	58,352	57,312	56,269	55,221	49,085	47,993	47,677			
(1) 料収	61,620	59,410	58,036	56,996	55,953	54,905	48,769	47,677				
(2) 委託工事収益												
(3) その他	745	316	316	316	316	316	316	316	316			
2. 営業外収益	291,458	293,039	297,249	299,212	297,585	286,176	269,681	257,279				
(1) 補助金	203,033	216,988	221,445	223,695	224,414	219,798	211,835	205,077				
(2) 長期前受金戻入	88,387	76,862	75,467	75,467	73,121	66,328	57,796	52,152				
(3) その他	38	49	50	50	50	50	50	50				
1. 営業費用	353,823	353,823	355,601	356,524	353,854	341,397	318,766	305,272				
(1) 職員給与	314,438	317,008	318,923	317,797	306,144	285,425	272,791	272,791				
(2) 経費	22,200	26,775	24,869	24,869	24,869	24,869	24,869	24,869				
(3) 減価償却費	12,271	12,019	12,019	12,019	12,019	12,019	12,019	12,019				
(4) その他	10,029	14,456	12,850	12,850	12,850	12,850	12,850	12,850				
(5) 動力費	82,869	106,564	114,517	114,596	114,596	109,189	109,265	109,265				
(6) 修繕費	18,205	22,666	23,819	23,819	23,819	23,819	21,819	21,819				
(7) 材料費	6,876	11,516	10,819	10,819	10,819	10,819	10,364	10,364				
(8) その他	57,788	72,382	79,879	79,958	79,882	79,958	77,006	77,082				
(9) 減価償却費	209,269	183,969	179,484	180,458	178,408	166,679	151,367	138,657				
(10) 営業外費用	34,166	36,551	36,535	35,991	35,187	33,275	32,415	32,415				
(11) 支払利息	32,941	32,251	32,265	32,235	31,691	30,887	28,975	28,115				
(12) その他	1,225	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300				
支出計	348,004	353,559	355,535	356,458	353,788	341,331	318,700	305,206				
経常利益	5,219	66	66	66	66	66	66	66				
特別利益												
特別損益	4,967	66	66	66	66	66	66	66				
当年度純利益(又は純損失)	252	66	66	66	66	66	66	66				
繰越利益剰余金又は累積欠損金	7,914	8,166	△208,184	△209,222	△210,288	△211,399	△212,547	△213,350				
流動資産	43,559	16,871	19,372	21,242	22,590	22,745	22,900	23,055				
流動負債	17,708	11,355	16,864	15,752	15,763	15,126	15,126	15,126				
うち未収金	354,772	305,958	309,619	310,049	282,432	257,711	224,983	206,576				
うち建設改良費	316,576	289,836	290,183	290,613	262,995	238,275	205,547	187,140				
うち一時借入金												
うち未払金	38,043	14,363	13,882	14,415	14,971	14,971	14,971	14,971				
累積欠損金比率	(1)/(A)×100											
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額												
営業収益-受託工事収益	62,365	59,726	58,352	57,312	56,269	55,221	49,085	47,993				
地方財政法による(ウ)/(M)×100												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足の比率												
健全化法施行令第6条に規定する健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規	62,365	59,726	58,352	57,312	56,269	55,221	49,085	47,993				
健全化法第22条により算定した(N) / (P) × 100												
資金不足比率												

特別会計

投資財政計画(農業集落排水事業(集合処理・個別処理))

(単位:千円)

農業集落排水事業(集合処理・個別処理)(繰込み)

区分	年度											
	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
資本的収入												
1. 企業												
うち資本費平準化債												
うち資本費平準化債												
2. 他会計出資金												
3. 他会計補助金												
4. 他会計負担金												
5. 他会計借入金												
6. 国(都道府県)補助金												
7. 固定資産売却代金												
8. 工事負担金												
9. その他												
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
(B)												
(C)												
1. 建設改良費												
うち職員給与												
2. 企業借入金												
3. 他会計長期借入金返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
(D)												
(E)												
資本的収入額が資本的支出額に不足する額												
1. 損益勘定留保資金												
2. 利益剰余金処分額												
3. 繰越工事資金												
4. その他												
(F)												
補填財源不足額(E)-(F)												
他会計借入金残高(G)												
企業借入金残高(H)												
○他会計繰入金												
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
区分												
収益的収支												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
資本的収支												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合計												

特別会計

投資財政計画(流域集排水事業)

流域集排水(税抜き)

(単位: 千円、%)

区分	年度		(R4年度)		(R5年度)		(R6年度)		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	業	度	決	算	決	算	決	算	法	算	決	算	決	算	決	算	決	算	決	算	決	算
1. 営業収入	(A)	4,054	3,611	3,499	3,279	3,070	2,849	2,628	2,849	2,628	2,849	2,628	2,849	2,628	2,849	2,628	2,849	2,628	2,849	2,628	2,849	2,628
(1) 料収		4,054	3,811	3,498	3,278	3,069	2,848	2,627	3,069	2,848	3,069	2,848	3,069	2,848	3,069	2,848	3,069	2,848	3,069	2,848	3,069	2,848
(2) 受託工事	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) その他		0	28	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2. 営業外収入		19,900	23,159	23,212	23,187	23,157	23,135	23,115	23,157	23,135	23,157	23,135	23,157	23,135	23,157	23,135	23,157	23,135	23,157	23,135	23,157	23,135
(1) 補助金		13,711	17,581	17,710	17,685	17,655	17,633	17,613	17,685	17,663	17,685	17,663	17,685	17,663	17,685	17,663	17,685	17,663	17,685	17,663	17,685	17,663
その他補助金		13,711	17,581	17,710	17,685	17,655	17,633	17,613	17,685	17,663	17,685	17,663	17,685	17,663	17,685	17,663	17,685	17,663	17,685	17,663	17,685	17,663
その他補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 長期前受金		6,189	5,578	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502
(3) その他		23,984	26,770	26,711	26,466	26,227	25,984	25,743	26,466	26,227	25,984	25,743	26,466	26,227	25,984	25,743	26,466	26,227	25,984	25,743	26,466	26,227
収入計	(C)	21,080	24,236	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642	24,642
1. 営業費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 職員給与		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職給付		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経費		8,295	12,535	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732	12,732
動力費		2,504	2,880	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091
修繕費		1,411	4,548	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546
材料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		4,380	5,107	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095
(3) 減価償却費		12,785	11,701	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910
2. 営業外費用		2,492	2,488	2,023	1,778	1,539	1,296	1,055	1,778	1,539	1,296	1,055	1,778	1,539	1,296	1,055	1,778	1,539	1,296	1,055	1,778	1,539
(1) 支払利息		2,112	1,800	1,395	1,150	911	668	427	1,150	911	668	427	1,150	911	668	427	1,150	911	668	427	1,150	911
(2) その他		380	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628
支出計	(D)	23,572	26,724	26,665	26,420	26,181	25,938	25,697	26,420	26,181	25,938	25,697	26,420	26,181	25,938	25,697	26,420	26,181	25,938	25,697	26,420	26,181
経常損益	(E)	382	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
特別損益	(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	(G)	103	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
特別損益	(F)-(G)	△103	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46
当年度純利益(又は純損失)	(E)+(H)	279	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(I)	5,848	1,788	2,375	2,410	2,445	2,480	2,515	2,410	2,445	2,480	2,515	2,410	2,445	2,480	2,515	2,410	2,445	2,480	2,515	2,410	2,445
流動資産	(J)	1,330	1,015	1,883	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331
うち未収金		20,454	15,907	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負債	(K)	15,379	13,017	12,822	12,940	13,179	12,234	12,234	12,940	13,179	12,234	12,234	12,940	13,179	12,234	12,234	12,940	13,179	12,234	12,234	12,940	13,179
うち一時借入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち未払金		5,075	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296
累積欠損金比率	(I) / (A)-(B) × 100 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方財政法施行令第15条第1項により算定した(L) 資金不足額	(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益一受託工事収益	(A)-(B)	4,054	3,611	3,499	3,279	3,070	2,849	2,628	3,499	3,279	3,070	2,849	2,628	3,499	3,279	3,070	2,849	2,628	3,499	3,279	3,070	2,849
地方財政法による(L) / (M) × 100) 資金不足額の比率	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した(N) 資金不足額	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する(O) 解消可能資金不足額	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した(P) 事業の規模	(P)	4,054	3,611	3,499	3,279	3,070	2,849	2,628	3,499	3,279	3,070	2,849	2,628	3,499	3,279	3,070	2,849	2,628	3,499	3,279	3,070	2,849
健全化法第22条により算定した(N) / (P) × 100) 資金不足比率	(N) / (P) × 100 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

特別会計

投資財政計画(漁業落排水事業)

(単位:千円)

区	(R4年度)		(R5年度)		(R6年度)		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度			
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算		
1. 企業費平準化債																						
うち資本費平準化債																						
2. 他会計補助金					16,752		10,586	7,181	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	
3. 他会計負担金																						
4. 他会計借入金																						
5. 他会計借入金																						
6. 国(都道府県)補助金																						
7. 固定資産売却却代金																						
8. 工事負担金																						
9. その他					16,752		10,586	7,181	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	
計 (A)					16,752		10,586	7,181	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額					0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (B)					0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (C)					16,752		10,586	7,181	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	
1. 建設改良費					5,436		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 給与費					17,912		16,709	13,017	12,822	12,940	12,940	13,179	12,822	12,940	12,940	13,179	12,822	12,940	12,940	13,179	12,822	
3. 借入金返還金					0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 他会計への支出金					0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. その他					23,348		16,709	13,017	12,822	12,940	12,940	13,179	12,822	12,940	12,940	13,179	12,822	12,940	12,940	13,179	12,822	
計 (D)					23,348		16,709	13,017	12,822	12,940	12,940	13,179	12,822	12,940	12,940	13,179	12,822	12,940	12,940	13,179	12,822	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額					6,596		6,123	5,836	5,836	6,123	6,123	6,407	5,836	6,123	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	
計 (E)					6,596		6,123	5,836	5,836	6,123	6,123	6,407	5,836	6,123	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	
1. 損益剰余金処分					0		279	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 繰越工事費					0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3. 繰越工事費					0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. その他					0		533	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (F)					0		533	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補填財源不足額 (E)-(F)					6,596		6,123	5,836	5,836	6,123	6,123	6,407	5,836	6,123	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	
他会計借入金残高 (G)					0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)					92,656		75,947	62,930	50,108	37,168	23,989	11,755	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計					92,656		75,947	62,930	50,108	37,168	23,989	11,755	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

特別会計

〇他会計繰入金

区	(R4年度)		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	
1. 他会計繰入金					13,711		17,681	17,710	17,655	17,633	17,613	17,613	17,613	17,613	17,613	17,613	17,613	17,613	17,613	17,613	17,613
うち基準内繰入金					8,708		7,949	7,801	7,557	7,075	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834
うち基準外繰入金					5,003		9,632	9,909	10,128	10,558	10,779	10,779	10,779	10,779	10,779	10,779	10,779	10,779	10,779	10,779	10,779
2. 他会計繰入金					16,752		10,586	7,181	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817
うち基準内繰入金					575		794	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
うち基準外繰入金					16,177		9,792	6,381	6,186	5,972	5,027	5,027	5,027	5,027	5,027	5,027	5,027	5,027	5,027	5,027	5,027
計					30,463		28,167	24,891	24,671	24,472	24,405	23,440	23,440	23,440	23,440	23,440	23,440	23,440	23,440	23,440	23,440

投資財政計画(生活排水処理事業)

(単位: 千円, %)

区分	年度							令和7年度 〔決算見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	(R4年度) 〔決算〕	(R5年度) 〔決算〕	(R6年度) 〔決算〕	(R7年度) 〔決算〕	(R8年度) 〔決算〕	(R9年度) 〔決算〕	(R10年度) 〔決算〕							
生活排水処理事業(税抜き)														
1. 営業収益														
(1) 料取	15,081	14,958	14,560	14,162	13,764	13,366	12,959	12,552	12,146	11,748	11,350	10,943	10,536	10,129
(2) 受託工事収益	15,079	14,956	14,558	14,160	13,762	13,364	12,957	12,550	12,143	11,745	11,347	10,940	10,533	10,126
(3) その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2. 営業外収益	40,381	42,052	42,977	43,088	43,063	43,066	43,065	43,076	43,076	43,076	43,076	43,076	43,076	43,076
(1) 補助金	33,435	35,292	36,372	36,670	36,972	37,262	37,564	37,863	38,162	38,461	38,760	39,059	39,358	39,657
(2) 他会計補助金	33,435	35,292	36,372	36,670	36,972	37,262	37,564	37,863	38,162	38,461	38,760	39,059	39,358	39,657
(3) その他補助金	6,946	6,760	6,605	6,418	6,096	5,804	5,501	5,213	4,919	4,626	4,333	4,040	3,747	3,454
3. その他	55,462	57,010	57,537	57,250	56,827	56,422	56,024	55,628	55,232	54,836	54,440	54,044	53,648	53,252
1. 営業費用	50,928	53,267	53,861	53,674	53,352	53,061	52,758	52,469	52,176	51,883	51,590	51,297	51,004	50,711
(1) 職員給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 退職給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 経費	34,626	37,103	37,899	37,899	37,899	37,899	37,899	37,899	37,899	37,899	37,899	37,899	37,899	37,899
(1) 動力費	3,204	3,511	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728
(2) 修繕費	2,882	3,461	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637
(3) 材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) その他	28,540	30,131	30,534	30,534	30,534	30,534	30,534	30,534	30,534	30,534	30,534	30,534	30,534	30,534
3. 減価償却費	16,302	16,164	15,962	15,775	15,453	15,162	14,859	14,570	14,281	13,992	13,703	13,414	13,125	12,836
2. 営業外費用	3,126	3,697	3,630	3,530	3,429	3,328	3,227	3,126	3,025	2,924	2,823	2,722	2,621	2,520
(1) 支払利息	1,549	1,478	1,411	1,311	1,210	1,106	1,001	894	787	680	573	466	359	252
うちR3以降に起債の過償償分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他	1,577	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219
支出	54,054	56,964	57,491	57,204	56,781	56,366	55,978	55,582	55,194	54,806	54,418	54,030	53,642	53,254
(1) 経常損益	1,408	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
(2) 特別損益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益	419	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
特別損益	△419	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46
当年度純利益(又は純損失)(E)-(H)	989	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益剰余金又は累積欠損金(I)	0	989	995	1,657	2,476	3,432	4,501	5,655	6,809	7,963	9,117	10,271	11,425	12,579
流動資産	10,834	11,400	12,033	12,462	12,688	12,715	12,546	12,180	11,714	11,248	10,782	10,316	9,850	9,384
うち未収金	3,001	3,274	3,633	3,429	3,633	3,429	3,429	3,429	3,429	3,429	3,429	3,429	3,429	3,429
流動負債	13,321	10,976	10,056	10,150	10,246	10,343	10,443	10,544	10,644	10,744	10,844	10,944	11,044	11,144
うち建設改良費分	6,511	7,010	6,990	7,084	7,180	7,277	7,374	7,471	7,568	7,665	7,762	7,859	7,956	8,053
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち未払金	6,708	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
累積欠損金比率 $\left(\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100 \right)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方財政法施行令第15条第1項により算定した(L)資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益-受託工事収益(A)-(B)	15,081	14,958	14,560	14,162	13,764	13,366	12,959	12,552	12,146	11,748	11,350	10,943	10,536	10,129
地方財政法による(L)/(M)×100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した(N)資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する繰上償還金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した(P)事業の繰上償還金不足額	15,081	14,958	14,560	14,162	13,764	13,366	12,959	12,552	12,146	11,748	11,350	10,943	10,536	10,129
健全化法第22条により算定した(Q)/(R)×100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

特別会計

投資財政計画(生活排水処理事業)

生活排水処理事業(税込み)

(単位:千円)

区分	(R4年度)		(R5年度)		(R6年度)		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
資本的収入																					
1. 企業																					
うち資本費平準化債																					
2. 他会計																					
うち資本費平準化債																					
3. 他会計																					
うち資本費平準化債																					
4. 他会計																					
うち資本費平準化債																					
5. 他会計																					
うち資本費平準化債																					
6. 国(都道府県)補助金																					
7. 固定資産売却代金																					
8. 工事負担金																					
9. その他																					
計																					
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額																					
(B)																					
(C)																					
1. 建設改良費																					
うち職員給与																					
2. 企業債償還金																					
3. 他会計長期借入返還金																					
4. 他会計への支出金																					
5. その他																					
計																					
(D)																					
資本的収入額が資本的支出額に不足する額																					
(E)																					
(F)																					
1. 損益勘定留保資金																					
2. 利益剰余金処分金																					
3. 繰越工事資金																					
4. その他																					
計																					
(F)																					
補填財源不足額																					
(E)-(F)																					
他会計借入金残高																					
(G)																					
企業債残高																					
(H)																					
計																					
〇他会計繰入金																					
区分																					
収益的収支分																					
うち基準内繰入金																					
うち基準外繰入金																					
資本的収支分																					
うち基準内繰入金																					
うち基準外繰入金																					
計																					

特別会計

下水道事業経営戦略【用語集】

《お》

汚水処理人口普及率（おすいしよりじんこうふきゅうりつ）

下水道、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティ・プラントの汚水処理施設の整備状況を表す指標。総人口に対する各汚水処理施設の処理区域内人口の割合を表したものの。

$$\text{汚水処理人口普及率(\%)} = \frac{\text{下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、
コミ・プラの処理区域内人口等}}{\text{総人口}} \times 100$$

汚水処理費（おすいしよりひ）

下水道サービスを提供するために必要な経費である維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他）と資本費（地方公営企業法適用事業：汚水に係る企業債利息及び減価償却費等）。

《き》

企業債（きぎょうさい）

公営企業の借入金。企業債を起こすことを起債（きさい）という。

基準外繰入（きじゅんがいくりいれ）

国の通知する繰出基準に基づかない一般会計からの繰出金（公営企業会計側では繰入金）。

基準内繰入（きじゅんないくりいれ）

国の通知する繰出基準に基づいた一般会計からの繰出金（公営企業会計側では繰入金）。

公営企業は、事業経営において独立採算制が義務付けられているが、一般行政的な性格を持つ事業などについては、その経営に伴う収入によってその費用を賄うことが適当でない経費等について一般会計からの繰出しが認められている。毎年4月に国から繰出基準が通知される。

供用開始（きょうようかいし）

下水道が使えるようになること。

漁業集落排水施設（ぎょぎょうしゅうらくはいすいしせつ）

漁業集落の衛生環境の向上、漁港及び周辺水域の水質保全に寄与するため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する下水道。

《け》

経費回収率（けいひかいしゅうりつ）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す指標であり、使用料水準等を評価することが可能。

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

下水道（げすいどう）

家庭の台所・水洗トイレ・風呂や、工場・事業所から出る汚れた水を、排水設備から道路下に埋設された下水道管に流して処理場に集め、きれいな水にして川に流す施設。

《こ》

公共下水道（こうきょうげすいどう）

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方自治体が管理する下水道。

高資本費対策に要する経費（こうしほんひたいさくによするけいひ）

繰出基準のひとつ。

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について一般会計から繰出すための経費。

個別排水処理施設（こべつはいすいしよりしせつ）

下水道や集落排水施設等の周辺において、汚水等を集合的に処理することが適当でない地域に浄化槽を整備し、当該集合処理施設と一体的に運営する下水道。

コミュニティ・プラント

住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設。

《し》

市設置浄化槽（しせつちじょうかそう）

特定地域生活排水処理施設で地方自治体が整備した浄化槽。

資本費（しほんひ）

下水道施設（処理場や下水道管）を建設するときに借入れた地方債の返済費用で償還元金と償還利子とを合わせたもの。

資本費平準化債（しほんひへいじゅんかさい）

資本費の一部を後年度に繰り延べるための起債措置。

下水道整備は多額の先行投資を伴う事業であるため、すべて現在の使用者の負担とすると、現在の使用者と将来の使用者との間に負担の不均衡が生じることになる。このため、供用開始当初の資本費負担を地方債により将来に繰り延べて、その償還という形で適正に将来の使用者に負担させる制度として設けられた。

元金に対する資本費平準化債と、利子に対する資本費平準化債がある。

受益者負担金・分担金（じゅえきしゃふたんきん・ぶんたんきん）

下水道を利用できるのは整備区域内の人に限られるため、下水道建設費を市税等で賄うと下水道を利用できない人にまで負担をかけ、不公平が生じる。そのため、下水道が利用できる人々に建設費の一部を受益者負担金として負担してもらう制度。

《す》

水洗化率（すいせんかりつ）

下水道が使える区域内の人口に対して、実際に下水道等に接続して水洗化した人口の割合。

ストックマネジメント計画（すとくまねじめんとけいかく）

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等により優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するための計画。

《せ》

接続率（せつぞくりつ）

下水道が使える区域において、下水道を使用している人口の割合。本戦略では、水洗化率と同義語として使用している。

《そ》

損益勘定留保資金（そんえきかんじょうりゆうほしきん）

費用のうち、減価償却費や資産減耗費などの現金の支出がなく企業内に留保される資金。

《ち》

地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）

地方公営企業法で定められている当然に適用する事業（水道・工業用水道・交通・電気・ガス・病院等）と、地方財政法施行令で定められている任意に適用する事業（簡易水道事業・公共下水道事業・市場事業・宅地造成事業等）がある。

《と》

特定環境保全公共下水道（とくていかんきょうほぜんこうきょうげすいどう）

市街地以外の区域において設置される公共下水道。

特定財源（とくていざいげん）

収入の段階で用途が特定されている財源。国庫補助金や地方債、負担金など。

特定地域生活排水処理施設（とくていちいきせいかつはいすいしよりしせつ）

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、地方自治体が設置した浄化槽でし尿、生活雑排水を処理する下水道。

《の》

農業集落排水施設（のうぎょうしゅうらくはいすいしせつ）

農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する下水道。

《ふ》

分流式下水道（ぶんりゅうしきげすいどう）

汚水管路を埋設し、汚水だけを下水処理場へ集める下水道の方式。河川の水質が守られ、環境面でも衛生面でも優れた方式といえる。

それに対して汚水も雨水も同じ管路で一緒に下水処理場まで送る方式を「合流式下水道」といい、大量の雨が降ると汚水の一部が未処理のまま河川等に放流される。

分流式下水道等に要する経費（ぶんりゅうしきげすいどうとうによするけいひ）

繰出基準のひとつ。

分流式下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。

《ゆ》

有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

下水道使用料の賦課（徴収）対象となる水量。

《り》

流域下水道（りゅういきげすいどう）

2市町村以上の区域に渡る下水道で、根幹的な施設（処理場、幹線管渠）の部分を行い、管理は原則として都道府県が行う。